

平成30年第1回名寄市議会定例会会議録
開議 平成30年3月14日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 開 発 恵 美
書 記 長 正 路 慶

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
副 市 長 橋 本 正 道 君
副 市 長 久 保 和 幸 君
教 育 長 小 野 浩 一 君
総 務 部 長 中 村 勝 己 君
参 事 監 松 岡 将 君
市 民 部 長 三 島 裕 二 君
健康福祉部長 田 邊 俊 昭 君
経 済 部 長 白 田 進 君
建設水道部長 天 野 信 二 君
教 育 部 長 小 川 勇 人 君
市立総合病院長 岡 村 弘 重 君
市 務 部 長 松 島 佳 寿 夫 君
市 立 大 学 局 長 廣 嶋 淳 一 君
こども・高齢者 支 援 室 長 水 間 剛 君
営 業 戦 略 室 長 粕 谷 茂 君
上 下 水 道 室 長 常 本 史 之 君
会 計 室 長 上 田 盛 一 君
監 査 委 員

1. 出席議員（16名）

議 長 17番 黒 井 徹 議員
副議長 14番 佐 藤 靖 議員
2番 山 崎 真 由 美 議員
3番 野 田 三 樹 也 議員
4番 川 口 京 二 議員
5番 川 村 幸 栄 議員
7番 高 野 美 枝 子 議員
8番 佐 久 間 誠 議員
9番 東 川 孝 義 議員
10番 塩 田 昌 彦 議員
11番 山 田 典 幸 議員
12番 大 石 健 二 議員
13番 熊 谷 吉 正 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 佐 々 木 寿 議員
18番 東 千 春 議員

1. 欠席議員（2名）

1番 浜 田 康 子 議員
6番 奥 村 英 俊 議員

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 久 保 敏
書 記 倉 澤 富 美 子

○議長（黒井 徹議員） 本日の会議に1番、浜田康子議員、6番、奥村英俊議員から欠席の届け出がありました。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（黒井 徹議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

4番 川口京二議員

11番 山田典幸議員

を指名いたします。

○議長（黒井 徹議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

豊かな自然を生かしたまちづくりについて外3件を、高野美枝子議員。

○7番（高野美枝子議員） おはようございます。議長から指名を受けましたので、通告順に従いまして、順次質問をいたします。

ことしも長い冬が終わりに近づき、ようやく春の兆しを感じられる季節になりました。澄み切った青い空、春を待つばかりの山々、豊かな大自然の中に私たちの生活があります。

大項目1、豊かな自然を生かしたまちづくりについて質問いたします。道北地域や名寄市には、広大で豊かな森林が広がり、美しい景観を見せておりますとともに、重要な産業として植林を施した時期もあり、そのころ植林をした森林が伐採適齢期を迎える時期となりました。市有林整備の今後の考え方についてお聞きいたします。

また、近年森のようちえんや森の学校など、木育に向けた取り組みが進んでいるところでございます。特に健康の森ではたくさんの市民の方や親子連れでにぎわい、市街からはもちろん道内外か

らも訪れる方が多く、名寄の観光地として有名になっている状況でございます。健康の森にあるものの学び舎などを活用とした健康の森における木育教育についてお聞きいたします。

一方、全国的に林業の担い手不足により林業大学校が開設されているところでございます。北海道も2020年をめどに林業の担い手育成を目指しているところでございます。それを受け、上川北部に設置を働きかける北海道立林業大学校上川北部地域誘致期成会が設立されました。道立林業大学校誘致に向けた取り組みについてお聞きいたします。

大項目2、高齢者が活動しやすい文化活動について質問いたします。高齢者が元気に生活する環境づくりとともに、高齢者の社会参加により地域の活性化が図られているなど高齢化時代を迎え、高齢者の健康や活動範囲を広げ、人間関係や交友関係の拡大など大学への期待は高まっているのは御家族の方を初め皆様御承知のところでございます。そこで、多くの方の参加により高齢者大学がさらに活性化するよう効果的な学生募集や活動を進めていただきたいと考えます。学生の募集や活動についてどのように進めていく考えをお持ちであるのかお聞かせください。

名寄地域にはピヤシリ大学、風連地域には風連瑞生大学、智恵文地域には友朋学級と3地域に高齢者大学が設置されております。また、東小学校コミュニティスクールには、コミュニティカレッジが設置されているところでございます。それぞれの高齢者大学が独自性を発揮し、すばらしい取り組みをしていますが、学級間の交流を行うことでより高齢者の学ぶ意欲が向上し、さらに交友関係の広がり、生きる喜びなどが期待できるものと考えますが、高齢者学級間の連携や交流をどのように進めていくのかお考えをお聞かせください。

名寄市文化センターEN-RAYでは、市が実施する事業だけではなく、市民企画による事業など多くの催し物が開催され、市民の文化への関心

が高まっているところでございます。一方、市街地から離れた地域に居住する市民からは、ホールに行きたくてもなかなか行くことができないとの声や市街地に居住する市民からも夜の催し物に行く際にはコミュニティバスを利用できるが、帰りはバスの運行時間が終わっていることから利用できないとの声が寄せられているところでございます。市が主催する事業について、来場者が利用できる交通手段を用意することで市民がよりホールを利用しやすく、また市民文化の向上が図られものと考えるところでございますが、市としてのお考えをお聞かせください。

大項目3、労働者が働きやすい環境づくりについて質問いたします。国では、働き方改革の議論が盛んですが、当市において職員の働き方、また働かせ方についてはどのように考えて進められておられるのかお聞きいたします。

また、北海道では今年度女性の就業への参加を支援する事業に取り組みます。これは、全国平均に比べて低い道内の女性就業率を引き上げ、深刻な人手不足の緩和を目指すことが目的でございます。総務省の労働力調査によると、2017年度の道内の女性就業率は71.4%と全国平均より低く、女性が仕事と家庭を両立できる環境が整っていないと指摘されているところでございますが、当市での女性が働きやすい環境づくりについてどのように取り組まれているのかお聞きいたします。

今年度もたくさんの臨時職員、嘱託職員、非常勤職員、いわゆる非正規労働者が採用されました。職員全体に占める非正規労働者の割合と仕事内容についてお聞きいたします。

また、御承知のとおり2017年5月11日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正が成立し、新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき常勤職員との均等待遇を求めているところでございます。2020年4月の法改正に向けて任用実態の調査、把握、関係条例、規

則の制定、新たな予算の確保などを行う必要がございますが、当市のお考えと状況についてお聞きいたします。

大項目4、地方自治体における健全な財政運営について質問いたします。財政については、先輩議員から毎回質問があり、また市民の関心が深いところでもございます。国では、地方財政対策関係の記者会見の場で概算要求で地方交付税は0.4兆円の減で、大変厳しい状況からのスタートになったこと、地方団体の基金の増加についても財政制度等審議会や経済財政諮問会議等においてさまざまな議論もあったことにも触れています。今後どうなるのか心配されるところでございます。市として健全な財政運営について取り組まれていることについてお聞きいたします。

また、今後に向けた考え方についてもお聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） おはようございます。ただいま高野議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目の1につきましては私のほうから、大項目の2につきましては教育部長から、大項目の3及び4につきましては総務部長からそれぞれ答弁となりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、大項目の1、緑豊かな自然を生かしたまちづくりについて、初めに小項目の1、市有林整備の今後の考え方について申し上げます。本市の総森林面積は3万3,455ヘクタールで、名寄市の総面積5万3,520ヘクタールに占める割合は62.5%となっております。御質問のありました市有林の面積ですが、2,482ヘクタールで、森林面積全体の7.4%となっており、このうち市では主に人工林であります約1,500ヘクタールを対象として整備を行う予定としてございます。

森林整備の進め方につきましては、市有林及び私有林など森林整備方針となります名寄市森林整

備計画を定めており、この計画に基づいて森林所有者などが森林経営計画を作成することにより、皆伐以外の施業が補助事業の対象となりますので、この補助制度を有効に活用しながら森林施業に取り組んでおります。主な施業内容といたしましては、補助対象となる施業では補助対象事業費の範囲内を基本としながら、年平均で植林が約5ヘクタール、間伐で約60ヘクタール、下刈り、枝打ちなどで約30ヘクタール、合わせまして140ヘクタール程度の施業を実施してございます。また、皆伐につきましては補助対象となりませんので、市の単費により年間約5ヘクタール程度を実施しているところでございます。戦後の復興事業拡大を目的として植林された人工林につきましては、皆伐適齢期を迎える森林が平成29年度時点で95ヘクタール程度ございまして、第2次総合計画が終了します平成38年度までの推移といたしましては年間で10から40ヘクタール程度増加しますので、315ヘクタールとなり、皆伐を現状どおり年間約5ヘクタールといたしますと平成38年度には265ヘクタールの伐採適齢期森林が残ることとなります。このため、平成30年度より現在の年間約5ヘクタールの皆伐を10ヘクタールから20ヘクタールまでふやし、平成38年度の伐採適齢期森林面積を約150ヘクタールとして管理してまいりたいと考えているところでございます。

なお、皆伐した森林につきましては2年以内の植林が義務づけられておりますので、植林面積につきましても皆伐面積の増加に合わせて年間10から20ヘクタール程度を予定しているところでございます。

次に、小項目の2、健康の森における木育の推進について申し上げます。木育につきましては、平成16年から北海道で木育という言葉が使われ始め、あわせて木育推進プロジェクトがスタートをしてございます。国におきましても平成18年度に閣議決定をされた森林・林業基本計画の中で

市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、多様な関係者が連携、協力しながら、材料としての木材のよさやその利用意義を学ぶ木育というべき木材利用に関する教育活動を推進すると明記がされたところです。

本市におきましては、平成10年になよろ健康の森が開園をされ、現在は北海道から移管を受けたもりの学び舎を核とするトムテ文化の森も市の施設として公園内に広がっております。なよろ健康の森は、散策路や森林内を自由に御利用いただくことで自然に触れ、森林浴を楽しみながら木のぬくもりなどを感じていただく施設だと考えておりますし、もりの学び舎には昆虫やクルミ、カラマツの実など森の標本が展示されておまして、無料の休憩所としても御利用いただけることから、小さなお子様連れなどにも御利用いただいているところでございます。健康の森におけるこのような活動、体験などが市内外の御利用される皆さんの木育につながりますことから、今後とも散策路や遊具など含めて健康の森を安全、安心して御利用いただける環境整備に努め、木育を推進してまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、道立林業大学校誘致に向けた取り組みについて申し上げます。道内では、人工林が利用期を迎え、伐採や植林などの林業生産活動が活性する中、林業労働者の約3割が60歳以上と高齢者の割合が高く、次世代を担う人材確保が急務でありますことから、平成29年11月27日に北海道の森づくりを担う人材育成機関のあり方に関する基本的な考え方が北海道から公表され、林業大学校など人材育成機関の設立などに関する基本的な考え方が示されました。北海道が開設を予定している林業大学校につきましては、卒業後に道内の林業関係企業などに就職を希望する高卒または同等以上の学力を持つ40歳以上を要件に募集を行い、1学年の定員は40人程度、修学期間は2年となっております。1年目は林業の基礎知識や技能の講義、実習や資格の取得、

2年目は1年目に習得した基礎的な知識や技能をもとに全道各地での地域実習が行われ、林業事業体の即戦力となる人材、さらには北海道における森林づくりの中核を担う人材を育成することとしております。

この林業大学校の設立に当たっては、道内各地で期成会が設立されるなど、誘致に向けた活動が行われてございます。当上川北部地域におきましては、昨年11月に下川町から当市を初め美深町、音威子府村、中川町の4市町村へ誘致に向けた広域での取り組みについて意向が示され、当圏域におきましても林業の担い手不足は大きな課題であり、林業大学校が上川北部地域に設立されることは担い手の確保や人口の増加につながるため、誘致は圏域にとって有効との統一した認識のもと、12月25日の準備会において上川北部5市町村による期成会設立を確認し、本年2月5日には上川北部5市町村及び森林組合、林産協同組合を構成員とする北海道立林業大学校上川北部地域誘致期成会を設立し、2月7日に北海道へ北海道林業大学校誘致に関する要望書を提出したところでございます。要望書には、上川北部地域が国有林、道有林、市長村有林などの豊かな森林資源を活用した林業、林産業を中心に先駆的なバイオマスエネルギー利用や森林環境教育などを実施していることから、北海道の森づくりを担う人材の拠点並びに学習のフィールドとして適応していることなどを盛り込み、この地域への設置を強く要請したところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、高齢者が活動しやすい文化活動についてお答えいたします。

初めに、小項目1、高齢者大学の活動と連携についてですが、市では高齢者大学として名寄地区に名寄ピヤシリ大学、風連地区に風連瑞生大学、智恵文地区に友朋学級を開設し、それぞれ独立し

たカリキュラムにより授業や行事、クラブ活動を通して高齢者が自己の能力を開発し、長期的に幅広く学習する中で生きがいのある人生観の確立と地域ボランティアの育成を図っているところであります。高齢者大学の募集については、各学級においてポスター掲示やチラシの配布、町内会への回覧に加え、インターネットや公共施設に設置されている掲示モニターなどの活用により周知の工夫を図っているところです。現在のところ各高齢者大学ともに新入生の申し込みは多くない状況にあります。今後も高齢者が充実した大学生活を送れるよう魅力ある大学づくりに努めるとともに、各会合での宣伝など効果的なPRを進めてまいります。

高齢者大学同士の連携としましては、毎年開催される上川管内高齢者学びのつどいにおいて名寄ピヤシリ大学と風連瑞生大学が合同で芸能発表を行うとともに、本番に向けた合同練習を通じた交流を行っているところであります。今後においてもそれぞれの学級で開催している公開講座や大学祭などの事業において相互PRを強化するとともに、人数や年齢層などの違いなど学級ごとの実情も踏まえつつ、交流事業について検討を進めてまいります。

次に、小項目2、文化施設への交通手段についてですが、名寄市民文化センターEN-RAYホールはオープンしてから3年を迎え、これまでに市が主催、共催する事業を含め、鑑賞型から市民参加型まで幅広い事業が開催されるとともに、日本最北のオーケストラ、名寄市少年少女オーケストラが誕生し、先月には第1回記念となる定期演奏会が開催されるなど、市民文化の向上に大きな役割を果たしているところであります。

文化センターへのアクセスについては、コミュニティバスが施設敷地内への乗り入れも行いながら運行しているところですが、最終便が午後6時台の運行となっており、夜間に利用することはできないのが現状です。市主催事業への来訪者に対

するアンケート調査結果では、ホールへの来訪時にバスを利用している方は1講演平均3.6人、うち夜の講演では平均3.2人となっており、バスを利用される方の昼と夜の講演への来訪に大きな影響はないと考えております。

また、夜間の利用に対応するためには便数をふやすなどの見直しを行うことが必要となりますが、夜間の講演時などを想定した公共交通を常設することは講演の状況や費用負担の面からも難しい課題であると考えているところであります。一方、ホールにおいて事業を開催する際に専用バス等を用意することは、費用の面やタクシーなど既存の交通機関の活用などの面からも困難であると考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目3、4について申し上げます。

初めに、大項目の3、労働者が働きやすい環境づくりについての小項目1の働き方改革を受けての市としての考え方について申し上げます。国は、一億総活躍社会の実現に向け多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指しています。主な項目としては、正規、非正規労働者の格差の是正、賃金引き上げと労働生産性の向上、長時間労働の是正、子育てや介護をしながらも働くことのできる環境の整備、女性や若者が活躍しやすい環境の整備などが挙げられており、多くの企業や団体などで取り組みが進められております。本市職員の働き方については、平成28年度に策定をいたしました特定事業主行動計画の中で取り組んでいるところでございます。具体的には、仕事と子育ての両立、ワークライフバランス、女性の職業生活における活躍を推進するため各職場に業務改善を促しながら時間外勤務の縮減や休暇の取得促進などの取り組みのほか、仕事と子育て、または介護との両立を支援する各種制度を周知し、

弾力的な勤務がしやすい環境整備にも努めているところです。このため、所属長等の役割として制度を十分に理解し、職員が制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりを初め、休暇等を取得する職員とその周辺の職員両方への配慮が必要であることなどについて周知しております。また、これらは管理者マネジメントの一つであり、管理監督者には研修やその他の機会を通じてさらに認識を深めてもらうとともに、部下への教育指導においても指摘だけで終わらすのではなく、正しく導くことや職場内においてお互いに教え合い、知識や情報を共有化していくことが個々の能力を高め、同時に組織の活性化につながっていくものと考えており、改めて全体の周知を図っていこうと考えております。

続いて、小項目2の女性が働きやすい職場づくりについて申し上げます。総務省の労働力調査による道内の女性就業率が全国平均より低いという結果は認識しているところですが、女性が仕事と家庭を両立できる環境が整っていないと指摘される状況については官民において差があるものと考えております。公務員職場においては、子供の出生や育児を初め、親の介護などに対応した各種休暇や弾力的な勤務ができる制度を設けており、本市においても女性が働きやすく、男性が育児に参加しやすい職場環境の整備に努めております。また、女性が仕事を続け、能力を発揮するためには、育児を含む家庭での男性の役割が大きいことから、職場だけでなく、家庭における男女共同参画意識の向上に向け今後も第2次名寄市男女共同参画推進計画及び名寄市特定事業主行動計画の意義について研修やその他の機会を通じて周知を図っていこうと考えております。

続いて、小項目の3、非正規労働者の今後の考え方について申し上げます。初めに、現在の職員全体に占める非正規職員の割合と仕事内容についてでございますが、大学と消防職場を除いた数値で報告をさせていただきます。今年度の一般行政

職場における全職員数649名のうち非正規職員数は319名と率にして49.2%を非正規職員が占めています。同じく市立総合病院職場においては、全職員数731名のうち非正規職員数は270名と36.9%を非正規職員が占めている状況です。一般行政職場と病院職場を合計した数値では、全職員数1,380名のうち非正規職員589名と率にして42.7%を非正規職員が占めている状況でございます。

なお、勤務内容につきましては、職場により異なるため一概には言えませんが、正規職員がフルタイム勤務なのに対して臨時、非常勤職員については短時間勤務の職員も多いことから、常にこの割合で勤務されているものではございません。

次に、2020年4月に施行されます会計年度任用職員制度について申し上げます。法律の施行に伴い本市においても平成32年4月から施行されることとなりますが、総務省から導入に向けた事務処理マニュアルの改定版の提供や必要な技術的な情報提供があるとのことで、制度設計などについては今後これらをもとに順次準備を進めていきたいと考えています。国から示されているスケジュールとしましては、今年度から平成30年度にかけて臨時、非常勤職員の実態把握、その後任用勤務条件等の検討を行い、職員団体等との協議を経た上で関係条例を提出し、平成32年度の任用に間に合うよう募集手続をすることとされています。本市としましては、平成31年第2回定例会には関係条例の提案が必要と考えており、平成32年4月からの制度開始に向けて諸準備を進めていきたいと考えております。

なお、制度導入により現在の非常勤職員については会計年度任用職員として、また臨時職員については会計年度任用職員として採用される方と現在と同じ臨時的任用職員として採用される方に分類されることとなります。待遇面の詳細は今後検討していくこととなりますが、会計年度任用職員については期末手当の支給対象となるほか、休暇

等の勤務条件などの概要について総務省から示されております。

次に、大項目の4、地方自治体における健全な財政運営について、小項目1、健全な財政運営に向けて取り組んでいることは、小項目2、今後に向けた考え方について、一括して申し上げます。本市の財政状況は、財政健全化の判断指標である実質公債費比率、将来負担比率の数値では直近の平成28年度決算でそれぞれ早期健全化基準を下回り、他自治体と比較して比較的良好な数値となっております。また、基金についてもこれまでの良好な決算状況により財政調整基金を初め減債基金や各特定目的基金に今後の財政運営を見据えて一定程度の積み立ても実施してきたところでございます。

しかしながら、本市の歳入においては市税を中心とする自主財源の割合が低く、地方交付税などの依存財源への割合が高い状況にあります。御存じのとおり、地方交付税、とりわけ普通交付税については合併算定がえの縮減が進行していることから、普通交付税については今まで同様の交付額の確保は難しいものと想定しているところです。また、老朽化が進んでいる公共施設への対応、少子高齢化を背景とし、社会保障施策に対する経費の増加など本市には多くの財政課題が山積みしており、決して楽観視できる状況ではございません。こうした状況から、本市が将来にわたって持続的な財政運営ができるよう平成28年11月に3点の財政規律を設定させていただきました。規律の1点目は実質公債費比率、将来負担比率の目標値の設定、2点目は市債残高を抑制し、後年度の公債費負担の軽減に向けた市債発行額の設定、3点目は財政調整基金と減債基金の残高の確保でございます。こうした財政規律をしっかりと遵守するとともに、限られた財源の中、適切な事業の選択、基金や公債費の適正な管理のもと、後年度に大きな負担を残すことのないよう持続可能な健全な財政運営に今後も努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 答弁いただきましたので、順次再質問させていただきます。

一生懸命森林保護に努めているという回答でございますけれども、地域で地域材を使っていく、そういう取り組みも全国各地で行われているところでございまして、直近では当麻町が庁舎に町の木材を使っているとか、今年度から中学校入学時に自分の机をみずから組み立てて、3年間その机で勉強するなど町の木材を積極的に活用し、また木育にも取り組んでいるところでございますけれども、このような取り組みについて名寄市としてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今地域材の利用についてということで再質問いただきました。それに先立って、先ほどの答弁の中で林業大学校の学生の募集要件のところで、高卒または同等以上の学力を持つ40歳以上を要件と申しましたけれども、40歳以下の誤りでございましたので、おわびを申し上げ、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

地域材の関係についてです。ここについては、各自治体でさまざまな取り組みやユニークな取り組みが行われているということで私どもも認識をしているところでありますけれども、市内を見渡しますと名寄市におきましては林産関係ではチップを製造する施設であったり、あるいはこん包材、簡易な板材を製造する施設はございますけれども、残念ながら建築用の製材または加工する業者が今ないような状況にございまして、市有林から搬出された木材については工場の関係等もあって主にチップやこん包材などと利用されている状況でありまして、このため名寄産の材を製材として建築材として使うというのには少し難しい状況にあるのかなというふうに考えてございます。しかしながら、これは広く考えると道産材の活用というと

ころがあるわけでありまして、ここは名寄市におきましても地域材利用方針というのを定めておりまして、公共施設等の整備に当たって道産材の活用について可能な範囲で進めるというような方針も定めておりますので、この中で努めているところであります。特徴的な施設としますと、南児童クラブなどでは木をふんだんに使わせていただきまして、利用いただいている方にも好評いただいている、そんな状況にあるということで御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今現在ハードルが高いということなのだとすることは理解いたしましたけれども、こういう状況になっておりますので、やはり名寄の木を名寄の庁舎で、名寄の施設で、またこれから公共施設の建てかえもあると思いますので、十分に使っていただくことを希望いたします。

それで、今森林大学校ということで出てきたのですけれども、非常に十勝地方とか根室管内では早くから誘致協議会、期成会ができて、取り組んでいるところなのですが、名寄地域といいますか、この地域は何か遅いように思うのですけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 林業大学校の誘致については、昨年2月でしたか、知事が林業大学の設置に向けて前向きな答弁をしたという経過がありまして、ここから活動が急になったというふうに私ども認識しているところであります。しかしながら、学校整備については30年度からスタートをさせるということでありまして、そのスケジュールには私どもの要請についても十分に合っているものだというふうに認識をしているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 私がお聞きしたところによりますと、下川町とか美深町のほうで市長

に働きかけというか、情報提供があったというふうにお聞きしているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） この林業大学の誘致の経過ということになるかと思えます。先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、ここは森林のまちづくりを進めている下川町さんのほうから広域でぜひこの誘致を取り進めたいのだという意向が示されたのが発端でございます。その意向を示されたのは、先ほど申し上げた名寄市を初め美深、中川、音威子府ということであります。この中で協議をさせていただき、やはりこの圏域の中に誘致ができるとするといろんな面で効果があるだろうという、そういった統一した見解のもとにこの間期成会を設置し、さらには誘致の活動をさせていただいたということであります。

さらに、今現在取り組み中でありましてけれども、この期成会の市町村あるいは森林組合、林産企業だけではなくて、これ以外の上川の市町村ですとか、あるいは森林組合にも賛同いただいて、後押しをしてもらおうということで今活動を展開しているところでありまして、そういった部分も含めてぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 市長は、これでよろしいでしょうか。

（何事か呼ぶ者あり）

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） ぜひ森林については貴重な名寄の財産でございますので、しっかり森林大学の誘致に向けても取り組んでいきたいというふうに思っておりますけれども、今後誘致活動についてはどのようにしていくのかお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 今後の誘致活動ということであります。北海道では、2月に仮称であ

りますけれども、北海道立林業大学校基本構想案というのを策定してございまして、現在パブリックコメント中ということでありまして。これらによりますと、今後講義や実習などの学校運営に係るカリキュラム作成、講師の選定、施設整備などを進め、32年度の開校予定というふうになっておりますので、私どもも期成会として前向きに検討させていきながら、必要な要請活動を今後も行っていききたいと、そのように考えているところであります。

この誘致の方法については、学校そのものの誘致というのもありますし、道の構想では道内を6地域に分けて、2年目の研修のフィールドとしての構想もありますので、校舎の誘致とあわせて研修フィールドとして上川北部の地域を活用していただけたところもあわせて要望してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 頑張ってくださいというふうに、誘致に向けてしっかりと取り組んでいっていただきたいというふうに考えております。

また、名寄市に北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション北管理部、また北海道水産林務部林務局との連携ということもこれから木育の点とか考えていかなければならないと思えますし、大学の件についても連携が大切だというふうに思いますけれども、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 北海道もこの林業大学の設置に当たっては、林業大学校単独というよりはそこの地域に存在するさまざまな教育資源であるとか実習資源、これを有効に連携しながら活用したいという考え方でありまして、当圏域に設置がなかったとするならば、市内あるいは圏域にあるさまざまな研究機関あるいは実習フィー

ルドを活用しながら、即戦力になる人材の育成確保に努めていきたい、そのような考え方をさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 私市民の方からお手紙いただきましたので、ちょっと読ませていただきます。

私の望みです。多くの小学生、児童たちが健康の森を活用してほしいのです。市内の学校や保育園は、もっと子供たちにその機会を与えてほしいのです。そして、子供たちに自然学習をさせてほしいのです。生き物たちやいろいろな自然に出会ったとき、発見したとき、子供たちは心からの叫びを上げ、仲間と抱き合い、体全身で大きな感動として表現します。心の成長が育まれていることを感じ、長い間多くの子供たちと自然観察を体験するたびに心が洗われるような感動を受け、そのときから子供たちにその機会をとの思いが強くなりました。ここで、少し森の様子を、姿を、四季を自分で感じて、短い命を生きる昆虫やリスやウサギ、野鳥たち、そして芽出しの春、花や緑の夏、実りの秋、冬の準備、植物、樹木も、短い命を子孫を残し生きる、これらの生き物たち、その不思議な営みのすばらしさに、その姿を知ったときに子供たちの心に尊厳な心が、優しい心が生まれるのだと私は感じました。小学生、児童たちに森に入り、自然を見て、触れて、その営み、姿を知る機会があればと思います。この市民の方のお手紙をどのように捉えるか、お考えをお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 貴重な御意見を承りました。名寄市は、本当に自然が豊かで、自然に恵まれた中で我々はその恵みを受けて生活をしている。このことが地に足ついた学びをしていくということで、地域愛にもつながっていくというふうに思います。こうした自然を体験していく環境を整え、またその機会を多様に提供していくという

ことは我々大人の責務なのかなというふうに思います。小中学校あるいは幼稚園と今多様なプログラムも提供していますけれども、一方で学校教育もかなりカリキュラムがタイトになってきているということもありますので、学校教育だけでなく北国博物館やさまざまないろんなところでメニューが提供されているというふうに思いますけれども、今後ともさらにそうしたメニューを強化、あるいはこういうことをやっているのだよということをしかりと発信を強くさせていただいて、こういったことに皆さんが触れていただける機会をよりたくさん提供できるように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 市民の方は期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第2項目、高齢者が活動しやすい文化活動についてですけれども、先ほどアンケートの結果ということでおっしゃいましたけれども、アンケートの結果ということにつきましては、そこに来ている方はバスや公共交通で来られない方たちが書いているアンケートではないかというふうに思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） アンケートにつきましては、公共交通で来ていない方というよりも何かの講演等へ来ている人に対するアンケートということです。議員おっしゃいますとおり、あそこで行っていますイベント、事業に実際に来ている方のアンケートということで、何かで来れなかったり、興味がなかったり、いろんな、来ていない方に対してどうなのかということも含めての御質問なのかなというふうに思っているところですが、これまでさまざまな場面で広く市民の方から御意見をいただいていますけれども、例えば地域的な部分で遠方だから行けないとか、そういったことはちょっと耳に入っていないところはあ

ります。個々の状況によって行けない、来られないという部分もあるのかもしれませんが、行政として主催事業について、そういった大々くりの地域的な部分での対応という部分であれば考える必要があるのかもしれませんが、そういった個々の個別の対応についてはなかなか厳しい状況があるのかなというふうに思っているところであります。

ただ、これは美深とか、そういったところにつきましては地域連携の中で名寄からバスを出して、市でバスを用意していくという、そういった手法等もとりながら、多くの市民の方が文化活動、事業を鑑賞できる、そういった機会もとれるように対応してきていますし、今後においても広く多くの市民の方がEN-RAYホールなり、風連でいけば地域交流センターのほう、風っ子ホールのほうの事業に参加できる、そういった仕組みというのはどういうふうにできるかというのは今後の検討課題だというふうに思っているところであります。それが地域での連携なり、親しい人同士での乗り合わせだったり、いろんな方で参加する体制というのはとれるのかなというふうに思っていますので、広い意見をいただきながら、多くの方が利用できる、参加できる、そういった仕組みについては今後もいろいろ御意見を賜りながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今多くの方が参加できるというふうにおっしゃいました。文化は市民に平等に届くように配慮してほしいと私は願っているところですが、その点についてどう思いましたでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 当然全ての事業におきましては、市民全体に提供されたり、市民の皆様ができる環境でなければならぬというふうに思っています。ただ、それぞれスポーツが好きだ

ったり、文化ですとか、いろんな人がいるかというふうに思っていますので、そういったニーズに応えながら対応を考えていきたいというふうに思っていますし、進めるに当たって全ての市民の方に対応できるかということこれは難しい状況がありますので、そういった面でどういったやり方が効果的なのか、効率的に市民の方にサービスが提供できるのかを含めて、今後御意見をいただきながらいろいろ検証をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） せっかくEN-RAYホールができた。合併して、名寄のEN-RAYホールに行ってみたい。遠い。つつましく暮らしている年金の方、野菜をつくりながら本当につつましい生活をしている方にとって、タクシー代を払うということがどれだけ大きなものであるか、やはりそこに思いをはせていただきたいというふうに思います。それでもEN-RAYに行ってみたい、そんな思いを共有できるような、そんなことを思って質問したのですけれども、そういう思いは届かないということでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） EN-RAYに特化されて言われましたけれども、いろんな公共的な部分での利用だったり、そういった部分について、遠方で自家用車がなかったり、免許がなかったり、行くのに交通機関がなかったり、行けないという方が多くいられることは認識をしています。ただ、それを全てにおいて対応できるかということ難しさがあるというのも御理解をいただきたいところでありますし、公共交通もいろんな形で利用者のニーズにおいてこれまで対応して利便性を図るような取り組みをしてきている状況もありますので、またタクシーのお金がないとかということであれば福祉的な部分も絡んでくるかもしれません。市全体としてどういった提供ができるかというのはやっぱり考えていかなければならないし、そうい

った思いがあるということは受けとめさせていただきながら、今後よりよい方法があれば考えていきたいと思ひますし、そういった具体的な意見も聞かせてもらえれば、別の機会にいただければ対応の方法も検討できる余地もあるかもしれませんので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） では、別な機会によろしくお願ひいたします。

第3項目、男女平等社会が進んでいますが、名寄市も男女共同参画推進条例、特定事業主行動計画など条例、計画はつくられておりますが、まだまだ育児、介護、家事は女性が担うところが多く、子供が熱を出すたびに預け先から電話があり、職場の状況を考えると迎えに行くことも言い出しづらい。ましてや年休をとることも言い出しづらい。子供看護休暇が整備されていても休暇をとりづらい。こんなにもつらい思いをするなら、仕事をやめてしまいたいという相談を現職のときにはたくさん受けていました。当市においてはどのような状況かお聞きいたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今議員がおっしゃったのは現職のときというようなことでございましたけれども、当市におきましては細かく各職場について状況の調査をしているということではございませんけれども、先ほども言いましたけれども、私たちの市役所の職場につきましては一定程度休暇制度等は制度化されているという状況がございます。今具体的に子供が熱を出したというような事例も含めてお話がございましたけれども、制度が整ってございますし、職場の皆さんに事情をお話しすれば十分理解をいただけるのではないかと、いうふうに考えておまして、休暇がとりづらいということについてはいろいろな職場の状況もあるかと思ひますが、この点につきましてはぜひ職場の管理者に対しての特定事業主の計画ですと

か、そういったものをしっかりと周知をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 一般職の本庁舎と、また大学とか病院とかとは違うと思うのですが、病院の看護師さんはどうなのでしょう。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 看護師のそうした子看休暇ですとか、そういう育児休暇ということでございますが、基本的に制度活用でいきますと産前産後休暇、育児休暇、これにつきましての利用率は看護職場のほうが多いと。長期間休暇を取得されているケースが多いというふうには理解しております。その復帰後の短時間勤務の状態における突然の子供の発熱等による休暇という部分については、これは一般職よりは明らかに取得はしづらいというふうには考えております。やはり看護現場で患者さんに対応していたりですとか、手術をしていたりですとか、そういうようなケースの中で離脱するということについては非常に厳しいものがあるかというふうに思っておりますが、必要に応じて皆さんそれぞれ御家族の援助を得たりしながら休暇を取得されているケースもあるかというふうには認識しております。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 女性がやはり子供を育てているということは命をかけて育てているわけですから、その期間、小学校4年生ぐらいになればまあまあ何とかなるので、その間はぜひやめないように努力していただきたいというふうに思ひますし、職場の方も配慮していただきたいというふうに考えております。今なかなか地域に親御さんがいらっしやらない、そういう方も多く働いているところでございますので、貴重な人材でございます。本当に職員は名寄の宝だというふうに私は思っておりますので、皆様の御配慮、女性職員に対しても温かい目で、子供が熱

を出したと、仕方ないね、帰っていいよという、そういう雰囲気にしていただきたいというふうなことを要望しておきます。このことについては、非常勤職員につきましても次回にまたしっかり議論いたしたいと思っております。

大項目4の地方自治体における健全な財政運営について再質問させていただきます。やはり基金の先行きが心配ということなのです。せっかく涙ぐましい努力で積み上げた基金が交付金削減の対象になるのではないかと心配しているところでございますけれども、その点についてお考えをお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 今基金にかかわって御質問いただきましたけれども、平成30年度の地方財政対策に向けた議論の中で基金の取り扱いについていろいろと議論があったというふうに記憶をしてございまして、今回の30年度に向けた地方財政の対策における基金の増加の理由として、交付税、基金が増加をしたのでということで地方交付税を減額をするということを行われませんでしたけれども、今後また同じように引き続き継続的な基金の議論がされるのではないかとというふうに思っております。しっかりと国の動向を注視をしてみたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 野田総務大臣は、基金残高を理由とした地方財政余裕論の反論として、地方での見せ方やプロモーションを考える必要があるとの認識を示しております。このことについて市の考え方をお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 基金につきましては、これまでも基金の残高ですとか今後のあり方、動向について広報ですとか、あるいは議会においても御質問をいただいたり、お話をさせていただいております。今後も地方交付税の歳入の減少によ

りましてこれまで以上に基金に依存をするような行政運営になるものと考えてございまして、基金の活用ですとか今後の積み立ての目標など、目的などしっかりと丁寧な説明を議会含めて市民の皆さんにもしていかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 高野議員。

○7番（高野美枝子議員） 今後ともしっかりと財政運営に取り組んでいただきたい。そしてまた、このことは継続して質問させていただくこと、今回は時間がなくなりましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高野美枝子議員の質問を終わります。

名寄市の定住対策にかかわって外2件を、佐藤靖議員。

○14番（佐藤 靖議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をさせていただきます。

1点目は、名寄市の定住対策にかかわってであります。私は、昨年12月の平成29年第4回定例会一般質問において合併以降11年間で60歳以上の転出者が総転出者数の7.89%に当たる1,473人に達し、特に平成25年度以降は年間150人前後の転出となっている実態を指摘し、安心して住み続けられるまちを目指した定住対策の必要性を強調させていただきました。今回は、合併後の名寄市統計資料から事業所数、商店数などについて調査したところ、統計調査時期の差異はありますが、事業所数は平成18年10月時点の1,624事業所から26年7月1日時点では1,254事業所、商店数は19年6月1日時点で395店から26年7月1日時点では363店、商品販売額は19年6月1日時点の607億8,800万円が26年7月1日時点では476億5,700万円、名寄市の基幹産業である農業を支える農家数は17年2月1日時点で専業309戸、兼業5

31戸の計840戸が10年後の27年2月1日時点は専業421戸、兼業172戸の593戸となっています。

そこで、橋本副市長にお伺いします。名寄市は、合併以降過疎債や合併特例債など、いわゆる有利な起債を活用しながら大型社会資本整備に取り組んできましたが、結果的には人口流出に歯どめがかからない状況であるとともに、市内経済の活性化にも至っていません。それが直接的ではないにしろ、数字上は市民の定住になっていないと受けとめられますが、統計上に見られる各種動向の受けとめについてお伺いします。

過疎化防止、人口定着対策として、高度経済成長時代以降常に地方自治体では企業誘致をその特効薬として掲げてきました。名寄市にあっても精密機械メーカーや縫製工場などの誘致に取り組んできましたが、結果的には多くが名寄から撤退し、近年は時代の趨勢もあってか、議会の場でも企業誘致の声が聞かれることも少なくなりました。行政報告にもあったように、ハローワークなよろ管内の12月現在の月間有効求人倍率は1.32倍で、24カ月連続で前年同期を上回る高い水準を維持しています。特に新規高卒者の状況は管内卒業予定者613人中就職希望者は156人、うち管内就職希望者は81人である一方、求人数は管内284人、道内125人の計409人で、不均衡が大きくなっている実態が明らかになりました。

そこで、臼田経済部長にお伺いします。名寄市は、合併以降店舗支援事業、創業支援事業、新規開業資金支援、さらに経済産業省創業支援事業補助金などによる新規創業企業の状況と雇用状況、加えて名寄市における働く場の現状と課題についてお伺いします。

生活の場である居住地を変えること、一定の場所に住居を構え、そこに住みつくこと、文献によれば前者が移住、後者が定住の定義となっております。ところが、移住も3つに分類される。それは、今まで住んでいた地域を去って新しい居住地

を求め永久的な家庭をつくること、一時的に住居を変えることでセカンドハウスをつくり、避暑に出かけ、そこで一定期間生活すること、住居の変化が不規則ないし気まぐれに行われ、定住地を持たず転々と生活の場を変えることだそうです。

そこで、臼田経済部長に今回の行政報告もそうですが、名寄市が各種計画などに活用する移住及び定住の定義と認識についてお伺いします。

次に、市は平成30年度予算案に都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画策定業務予算を盛り込みました。国土交通省のホームページによると「コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進」とサブタイトルのついた同計画は、都市全体を見渡したマスタープラン、都市計画と公共交通の一本化、都市計画と民間施設誘導の融合、市町村の主体性と都道府県の広域調整、市街地空洞化防止のための選択肢、時間軸を持ったアクションプラン、まちづくりへの公的不動産の活用7つの要素が含まれていると定義されています。

そこで、橋本副市長にお伺いします。名寄市では、徳田地区に大型店の出店計画が浮上し、市内を二分する議論が行われた際、行政はコンパクトなまちづくりを掲げ、出店措置にかじを切り、結果的に出店に至りましたが、その後コンパクトなまちづくりが具現化に至っていない今、立地適正化計画やコンパクトシティーの目的、意義についての認識をお伺いします。

また、中村総務部長には、立地適正化計画の策定スケジュール、名寄市総合計画第2次、住宅マスタープラン、都市計画マスタープラン、公共施設管理計画など、この間名寄市が将来のまちづくりに向けて策定した各種計画との整合性についてお伺いします。

最後に、加藤市長が名寄市の財産と位置づける名寄市立総合病院及び名寄市立大学の将来像にかかわってお伺いします。行政報告によりますと、今年度の病院事業については昨年4月から12月

までで患者取り扱い数は入院が前年比197人、0.3%減の7万6,568人、外来も同2,147人、1.3%減の16万9,126人と述べられましたが、収支については入院、外来とも収益のみの報告で、同1億6,561万円、2.8%増の60億6,355万円とするだけで、支出については一言も触れておりません。また、平成20年度の診療報酬改定について厚生労働省は1月18日に方針を示しました。

そこで、岡村病院事務部長にお伺いします。公営企業法の全部適用、病院事業管理者移行前の重要な年度収支見込み及び病院経営状況について、さらに診療報酬改定の影響についてお伺いします。

自治体病院を初めとする公共的な立場に位置する地方病院にとって、地方の人口減少は病院経営にもさまざまな影響を与え、このままでは共倒れを懸念する声もあります。改めて岡村事務部長に、現在上川北部区域地域医療構想調整会議も継続的に開催されていますが、上川北部地域における将来の地域医療像についてお伺いします。

私たちは、北北海道で唯一の公立大学を持つまちとして、幼児教育から大学教育までの連携のもと学校、家庭、地域が手をつなぎ合い、豊かな心と知性を育み、生涯にわたって生き生きと学ぶため、ここに教育都市を宣言します。名寄市は、御案内のとおり4つの都市宣言を行っています。新規学卒者が減少時代を迎える今こそ、改めて教育都市宣言の意義を实践する時期と考えます。

そこで、小野教育長、松島大学事務局長にお伺いします。名寄市立大学において高大連携は実践されていますが、国立大学法人秋田大学では小中高大連携を掲げて実践しています。学部、学科構成に差異はありますが、小学生対象の英語体験学習事業、中学生対象の不登校、ひきこもり等の経験者との懇談、化学教室、高校生対象の英語や介護福祉事業などに取り組んでいますが、名寄市立大学における小中高大連携の可能性についてお伺いし、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 佐藤議員から大項目で3点にわたって御質問をいただきました。大項目1の小項目1及び大項目2の小項目1については私のほうから、大項目1の小項目2及び小項目3については経済部長から、大項目2の小項目2については総務部長から、大項目3の小項目1から3については病院事務部長から、大項目3の小項目4については教育長及び大学事務局長から答弁となりますので、よろしくお願いたします。

それでは、大項目1、名寄市の定住対策にかかわって、小項目1、各種動向の受けとめについてお答えいたします。旧名寄市と旧風連町が合併し、現在の名寄市が誕生した平成18年以降、再開発事業、公共施設の廃止や統合に伴う建てかえ、老朽化した学校校舎など各種建設事業を実施してまいりました。これら事業の多くは、御質問にありましたとおり国や道の補助金と特例債などの起債を財源にそれぞれの自治体の長年の課題であった事業に市民生活における利便性の向上、将来の投資など優先順位をつけながら計画的に事業を実施してきております。

御質問の前段にありました商業分野での事業所数、売上金額、また農家戸数など各種統計的には大変厳しい現状と捉えておりますが、一方で商工業においては新規創業者が22件あるほか、農業においても新規就農やトウキ栽培などのこれまでにない取り組みなど新たな兆しもあらわれております。しかしながら、総合戦略にもあるとおり人口減少対策は喫緊の課題と認識しており、少子高齢化による自然減や転入よりも転出のほうが多い、いわゆる転出超過による社会減が相まっていることが大きな要因となっております。社会減については、2017年中において上川管内でも転出超過が旭川市に次いで2番目に多くなっており、本市の産業構造にも要因はありますが、福祉、医療、教育施策の充実を初め市内と都市部との雇用環境の差を改善していかなければ根本的な解決にはな

らないと考えております。これまでも経済はもとより子育て支援施策を初め各担当部署においてハード、ソフト両面からさまざまな施策を推進してきましたが、人口流出に対し十分に効果が発揮されていない現状があることから、今後におきましても生涯安心して住み続けられるまちを目指し、総合戦略の点検や見直しを含めて定住施策の取り組みを進めてまいります。

次に、大項目2、立地適正化にかかわって、小項目1、目的及び策定スケジュールについて申し上げます。国は、平成26年8月にコンパクトシティ化や都市機能を初めとした都市再生特別措置法の改正を行い、従来の都市計画マスタープランの高度化版として居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティプラスネットワークの形成に向けた取り組みをより推進するために立地適正化計画制度を創設しました。本制度では、おおむね20年後のあるべき都市の姿を展望して、まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像を設定し、一定の人口密度の維持や生活サービスの計画的配置及び公共交通の充実を図ることとしております。既に名寄市のまちづくりの方向性を示す都市計画マスタープランの基本理念でも市街地の拡大抑制、都市機能の集積、中心市街地の活性化などコンパクトなまちづくりを掲げており、風連本町地区での市街地再開発事業や駅前交流プラザよろーな、市民文化センター西館の整備による都市機能の集約化やコミュニティバス運行による公共交通の機能の充実を図ってまいりました。しかし、近年急激に進む少子高齢化、人口減少、老朽化した都市施設の維持、修繕コストの増加などの危機的状況に対して、10年後、20年後の将来を見据えた持続的な都市経営を維持するためには、今後よりコンパクトシティ化への推進が必要であり、一定の人口密度を保ちながら都市経営のコストを抑え、望ましい都市機能を維持するために平成30年度、31年度の2カ年間で立地適正化計画の策定に取り組むことが最善の策と考えてい

るところです。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続きまして、大項目1のうち小項目の2、働く場の現状と課題について申し上げます。

平成18年の合併以降における本市の支援施策による創業の実績につきましては、店舗支援事業が13件、昨年度新たに創設した創業支援事業は1件で、現在も1件の交付決定を行い、開業に向けた準備が進められております。また、本市の特別融資制度のうち新規開業資金につきましては3件の御利用となっております。さらに、平成27年度には本市並びに旭川市を含む道北6市が連携をして、国から道北地域創業支援事業計画の認定を受けたことに伴いまして、創業時における国の支援施策の活用に向けて新たに創業相談窓口を設けたところでございます。その結果、創業に係る相談件数は延べで27件、そのうち実際に創業された件数が9件で、創業予定者が2名と増加してございます。

雇用の状況につきましては、ハローワークなよろ管内における平成19年度の平均有効求人倍率は0.53と非常に低い水準での推移でございましたが、平成25年度より上昇傾向となりました。平成28年度平均で1.14倍、平成29年度も4月から1月の平均で1.25倍と非常に高い水準で推移をしており、仕事不足から人手不足へと逆転した状況となっております。また、新規高卒者の求人、求職者状況におきましても平成24年卒業生で管内求職者が73名に対し求人数が119名で、求人倍率1.63倍、46名の労働者不足に対し平成29年卒業生では求人倍率2.31倍、162人の労働者不足、平成30年卒業生見込みでは求人倍率3.58倍、206名と若年労働者についても人手不足が大きな課題となっております。職業別では、建築、土木、測量技術者及び作業員、ホームヘルパー、ケースワーカーなど福祉関係、

看護師、保健師などが特に不足している状況にございます。

また、一方で若年労働者の離職者数が増加しており、新規高卒就業者が3年以内に離職する割合が全国で40.9%、北海道では48.7%となっており、事業所が小さいほど離職率が高い傾向にございます。本市におきましても平成28年度に実施をしました名寄市労働実態調査により、個人の都合で離職をされた20代、30代の離職者数が74名と全離職者171名の約45%を占めている状況となっておりますことから、労働者不足に係る対策の一つとして、新規学卒者などの職場定着化を促す施策も重要となっており、来年度から関係団体と連携し、これらの課題に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、小項目の3、移住、定住の認識について申し上げます。本市の移住、定住施策につきましては、第2次総合計画、市民と行政との協働によるまちづくりを基本目標とし、交流活動の基本事業として移住の促進を掲載し、重点プロジェクトとして位置づけてございます。また、名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても人の流れを呼び込み、ここに行きたい、ここで暮らしたいと思われるまちを基本目標に移住、定住を推進しており、これら総合計画、総合戦略に基づき、移住に係る事業を実施してございます。

御質問のありました移住及び定住の定義についてでございますが、一般的な定義に加えて移住につきましては完全移住、シーズンステイ、2地域居住などの区分がございしますが、私どもはその区分を問わず包括的に名寄市へ移り住んでいただくことと捉えており、定住につきましては名寄市に住まいを定めて住み続けていただくことと認識し、取り組んでいるところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目2の小項目2、各種計画との整合性について申し上げ

げます。

立地適正化計画策定に当たっては、本市の最上位計画である第2次総合計画に即しながら策定することはもちろん、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実、公共施設の再編、医療、福祉、空き家対策などさまざまな関係施策と連携を図ることが必要であることから、各部局において策定されている各計画との関連性を総合的に検証することが必要と認識しております。今後の計画策定に当たって平成30年度では、現状の課題整理、分析、住民意向の把握、まちづくりビジョンや都市構造の検討を図るとともに、市民議論を深めるため策定委員会や庁内作業部会を設置し、課題への分析調査を実施してまいります。また、平成31年度では、都市機能や居住誘導区域の方針決定や分野別の方針実現に向け協議を進める中で各種計画との整合性を図りながら計画策定を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 岡村病院事務部長。

○市立総合病院事務部長（岡村弘重君） 私からは、大項目3、名寄市立総合病院及び名寄市立大学の将来像にかかわってのうち小項目1から3までについてお答えいたします。

初めに、小項目1、市立総合病院の平成29年度の収支見通しについてであります。本年度12月末の医業収支実績からの決算推計では平成28年度の決算額と比較しますと医業収益では入院、外来ともに患者数は減少しておりますが、診療単価の伸びなどにより前年比約2億1,000万円の収入増となっております。一方で、医業費用では給与改定や定期昇給などから給与費で7,000万円、循環器領域の検査や手術件数の大幅な伸びなどから診療材料費で約1億5,000万円の増加を見ており、前年比約2億4,000万円の支出増となっております。その他の項目を合わせた収益的収支としては、全体で前年度と同程度の1億9,000万円程度の赤字決算を見込んでいるところで

あります。

なお、今年度の収益には特別利益で約1億3,000万円の退職給付引当金の戻し入れを見ていることから、実質単年度収支では約3億2,000万円の赤字と推計しており、昨年度決算からは約1億3,000万円程度収支が悪化している状況であります。その主な要因につきましては、さきに述べた給与費や診療材料費等のほか、燃料費の単価増などが影響していると見ております。当院としましては、これまでもさまざまな増収対策に取り組んでいるところでありますが、次年度以降も診療報酬改定や消費税増税が控えており、厳しい経営状況が数年間継続することになると予測しております。

次に、小項目2、平成30年度の診療報酬改定についてお答えいたします。改定内容は、診療報酬本体でプラス0.55%、薬価でマイナス1.36%、材料価格でマイナス0.09%となっており、改定率では0.9%のマイナス改定と捉えることができます。また、薬価制度の抜本改革で薬価がマイナス0.29%、大型、門前薬局に対する評価の適正化で調剤報酬がマイナス0.06%となるのを合わせると全体で1.25%のマイナス改定となっております。今回の改定では、地域包括ケアシステムの構築に向けて医療機能の分化、強化、連携と医療と介護の役割分担や医療従事者の負担軽減、働き方改革、医療の効率化の推進が求められ、全体を見ても質の高い在宅、訪問看護、医療連携に向けられている印象があります。

当院にかかわるポイントとしては、一般病棟入院基本料が7対1と10対1に分けられていたものが急性期一般入院基本料となり、入院料1から7までに細分化されました。現在は7対1入院基本料を届け出ていますが、改定後は急性期入院料1を届け出る見込みで、現状と同額の入院料となり、伸びは見込めません。実績部分としては、重症度、医療、看護必要度が判定の見直しも含めて25%から30%に引き上げられましたが、過去

1年間のデータを用いたシミュレーションの結果では平均3.16%と基準値をクリアしておりますことから、この点は問題ないものと考えております。

次に、関連するDPC制度につきましては、2月の当院への通知で機能評価係数Ⅰはまだ未定ですが、機能評価係数Ⅱは0.1369となっており、本年と比較して0.053上昇しており、本年度と同様のDPCの総得点数から試算しますと3,600万円程度の増収が見込めます。また、平成29年度での機能評価係数Ⅱが高い病院のランキングでは、DPC病院Ⅲ群の中で全国29番目に位置しております。この係数が高いほうが高度な医療機能を有する病院とみなされており、道内では市立函館病院、苫小牧市立病院に次いで3番目となっております。今回の診療報酬改定に係る全体の施設基準の取得やそれによる影響額については、関連する部署を中心に現在調査、分析を行っているところでございます。

次に、小項目3、地方センター病院としての名寄市立総合病院が目指す名寄地方の地域医療像についてお答えいたします。まず、地域医療構想について概要を説明させていただきます。医療法では、各都道府県が厚生労働大臣の定める基本方針に則して、かつ地域の実情に応じて医療提供体制の確保を図るために医療計画を定めることとされ、その量と質の評価を行い、地域完結型医療の推進が図られております。地域医療構想は、医療計画の一部とする位置づけで、平成26年6月に公布された医療介護総合確保推進法に基づき示された地域医療構想策定のためのガイドラインにより北海道では21の2次医療圏ごとに作成されております。構想の推進に当たって地域の実情を考慮しながら医療提供体制を確保していくために、自治体の首長や医療系団体、主たる病院の代表者などで構成される地域医療構想調整会議が設置され、議論を進められているところであります。この会議での結果を受けて、必要な施策には北海道にお

ける基金からサポートがなされる構造となっております。さきの調整会議においては、細部の方向性を定める推進シートが示され、協議されたところでありますが、市立総合病院が担う主な役割は救命救急センターを中心とした急性期医療の機能を維持していくこととしております。

次に、将来の地域医療像についてはとのことでありますが、市立総合病院として圏域の医療行政全般に係る方向性を示すということではできませんが、調整会議で示された役割を担いつつ、中心的な施設としての役割はより強化していく必要があると考えております。さらに、圏域全体の人口が減少していく将来においては、地域医療構想の枠を超える当院の実質的医療圏内で医療機関や介護施設等との連携による広域的な包括ケアシステムを構築していくことが求められてくるものと感じております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 私からは、大項目3、小項目4の名寄市立大学を核とする小中高大連携の可能性について、特別支援教育の観点からお答えいたします。

本市におきましては、北北海道で唯一の公立大学であります名寄市立大学を核といたしまして、特別支援教育において幼保小中高大、地域が連携した取り組みを推進しております。例えば名寄市特別支援連携協議会及び専門委員会におきましては、幼稚園、保育所、認定こども園、小中学校、高等学校、関係機関、団体等で組織しておりますが、名寄市立大学の先生方におきましても委員として活動の中核を担っていただいているところでございます。名寄市特別支援連携協議会が主催し、年2回行っております幼保小中高の先生方対象の名寄市特別支援教育研修会におきましては、大学の先生を講師として子供たち一人一人の困り感に応じた支援のあり方や学校の体制づくりについて多くの御示唆をいただいているところでございま

す。専門委員会では、幼保、認定こども部会、それと小中部会、それと高校、就労部会の3つの部会において発達段階に応じた支援のあり方や各部会相互の連携のあり方について具体的なアドバイスをいただいております。

また、本市の特別支援教育専門家チームにおきましては、本年度小中学校、幼稚園、保育所、10の校園に71回の巡回相談を実施していただきました。6名の大学の先生方には、相談内容に応じてそれぞれの専門性を生かした指導、助言をいただいているところでございます。

さらに、名寄市におきましては現在文部科学省の指定事業でありますインクルーシブ教育システム事業を受けております。特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制を構築するために、名寄市特別支援連携協議会の体制の整備、名寄版個別の支援計画「すくらむ」を効果的に活用するための取り組みなどを推進しているところでございます。その際、大学の先生方に事業推進についての指導、助言をいただくことはもとより、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターの課題研究、上川北部地域の子供の発達の支援の充実に関する研究との連携を図りながら推進しているところでございます。

以上のように、本市におきましては幼保小中高と名寄市立大学との連携により特別支援教育の組織体制の整備、学習指導の充実等が図られ、多くの成果を上げているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目3の小項目の4、名寄市立大学を核とする小中高大連携の可能性について、主に大学からの取り組みについて申し上げます。

大学と高校との連携については、名寄高校生徒の進路選択支援を目的とした大学授業体験を1年生を対象に実施しておりますが、授業内容につい

ては毎年度高校の担当教員と大学側で調整を図りながら進めておりまして、今後も内容充実に向けて高校側と協議を進めながら継続して実施してまいりたいと考えております。

次に、小中学校との連携に関しては、教育委員会との連携により特別な教育的ニーズのある児童生徒にきめ細やかな支援を行うため、学生支援員を派遣しております。今年度は、5月から12月の間に市内7小学校、1中学校に延べ203人の学生を派遣しており、この取り組みが学生にとって教育の実践の場となり、資質の向上に寄与しているものと考えております。また、あわせて子供の学習支援事業を市の依頼を受けて学生が主体となって実施をしております。今後も各学校からの大学に対する要望に応える事業と地域社会をフィールドとした学生教育の一環とする取り組みを進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それぞれ基本的なお考えあるいは現状について御答弁をいただきました。大学と市立病院の将来像については、予算委員会で佐古学長や、あるいは和泉院長が出席されるということですので、そのときに再び議論をさせていただきたいと思っておりますけれども、1点だけ小野教育長に、特別支援教育の観点からということの御発言がありましたけれども、小中学校を管轄するのは教育委員会ですので、松島局長のほうからも御説明ありましたけれども、やはりうちに名寄大学があるということをお中学校ともっと緊密に連携をする必要があるのではないかなんかという事は思いますので、改めてその点だけについてちょっとお伺いしておきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 小野教育長。

○教育長（小野浩一君） 今御指摘にありました小中学校との連携のあり方についてでございます。先ほど答弁申し上げましたように、名寄市におき

ましては特別支援の観点から連携を深めているという、このことにつきましては上川北部地区の全ての学校からも非常に注目を浴びている取り組みでありまして、今後上川北部地区の特別支援教育の拠点として名寄市の存在感を高めていくことができるのではないかと考えているところでございます。

小中高との連携につきましては、進路指導の観点から若干お話をさせていただきたいと思っております。小中学校の義務教育の段階におきましては、児童生徒がみずからの生き方を考えて主体的に進路を選択できるような、学校教育活動全体を通じて計画的、組織的な進路指導を行うということが求められているところでございます。とりわけ名寄市立大学や名寄高校あるいは名寄産業高校を持つ名寄市といたしましては、将来小中学校の児童生徒にさまざまな生き方や進路の選択があることを理解させたり、みずからの意思と責任で自己の生き方、進路を選択できるようにするためにも進路指導を通じて児童生徒に地域の高等学校や大学の学科の内容や授業の様子などについて理解を深めさせることは極めて重要なことかと、そんなふうに考えているところでございます。したがって、例えばでございますけれども、小学校や中学校の進路指導の時間に大学生を招聘して、大学で行っている教育活動やサークル活動、これらを紹介していただいたり、逆にもし大学が可能であれば小学生や中学生が大学での授業やサークル活動などを参観したりするなどの啓発的な体験活動を行うことは大変有効なことではないかと、そんなふうに思っているところでございます。このように児童生徒が大学生とのつながりを深めることによって大学生の姿に憧れを抱いたり、名寄市立大学に親しみを持って将来進学への思いを高めることができれば、名寄市立大学の果たす役割はこれまで以上に大きなものになるのではないかなんかと考えているところでございます。教育委員会といたしましては、ぜひ進路指導の観点から小中学校

と大学との連携のあり方について、今後大学とともに考えていきたいなど考えているところでございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 今教育長からお話をいただきましたけれども、私もまた全く同じ思いでありますので、ぜひその同じ思いを佐古学長のほうに予算委員会でお伝えしたいというふうに思いますので、松島局長、よろしくをお願いします。

それでは、定住対策のほうに移らせていただきますけれども、橋本副市長からそれぞれ御答弁をいただきましたけれども、社会減という言葉だけでは片づけられないような状況に至っているのではないかと。私も久しぶりに民間の会社のほうに行きましたけれども、何ともいかんともしがたいぐらいの状況、人がいなくなるということはやっぱり相当会社の経営あるいは運営についても厳しい状況が生まれてきますので、そこでそれぞれお伺いをしたいと思います。3月5日の部・次長会議で市長は3月定例会予算委員会については政策に対する明確な根拠及び数字的裏づけをもって議論し、政策を前へ進められるような議会となるような準備をお願いしたいということで、各部次長の皆さんにお伝えしたと思いますので、まず定住にかかわって、市民の経済動向を把握できる税務課長、市民の動向を見守る市民部長、あるいは市内の建設業界や住民生活環境向上に努める建設水道部長を務めて現在はもう財政、総合計画を初め名寄市の将来構想を把握する立場にある中村総務部長は、定住対策にどういう認識を持ち、30年度予算案に反映されたのかをまずお答えをいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 定住対策に向けて総務部としての考え方ということなのかもしれません。私ども総務におきましては、全体的な総合計画を一步でも推進をするという立場で30年度予算につきましても予算計上させていただいている

ということでございます。具体的にそれぞれの担当におきまして予算化はされている部分がございます、私どもでいえば農業の支援員の皆さんの関係ですとか、そういった部分での予算化をさせていただいているということで、なかなか定住対策というのは、議員お話しのとおり人口が減っていく中で何とか名寄市に定住をしていただきたいという中の一つの施策として農業支援員さんをぜひ名寄にということでの、そしてまたその農業支援員さんが地域の中で、これは郊外もあるいは含めた全体の地域の中で活躍をいただくというようなことでの移住対策の一つであるというふうに私は考えてございまして、総務部の中では少し具体的な施策としてはそういったことになるのかなというふうに理解をしております、今後もこの対策につきましても推進をする考えでございまして、

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それでは、市民の動向や空き家状況の把握に造詣が深い三島市民部長はどういうふうに定住対策というのを押さえていらっしゃるでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 三島市民部長。

○市民部長（三島裕二君） 定住対策ということで、改めて質問をいただきました。市民部として、さらには税金を担当している立場で考えはあるのかという質問だと思いますけれども、いずれにしても自然の動向、こちらのほうは人口が減少している中でも人口の減少率以上に減っていないと。思ったよりは数字が落ちていないという傾向にございます。総合的な定住対策含めて職場の関係、これがなければ税収に結びつかないという実情はあると思いますので、税の対策という観点でいえば収納率をしっかりと上げながら対応していかなければならないという考えでおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 次に、市内の高齢化

率が急速に高まっている中、福祉面、子育て面などを把握している田邊健康福祉部長は、この3月で御退任ということになると思いますけれども、定住対策についてどういうふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 少子高齢化、そして生産年齢人口が毎年減っていて、そのスピードを含めてとまらない状況でございます。その意味において市外から確実に名寄市に定着していただけるような取り組みが必要だと考えておりますが、まずもってそのためには市内において確実に働ける場所が必要ではないかというふうに考えております。名寄市には各種人材が不足している福祉分野ほかさまざまな業態でございますけれども、そういったところで必要な人材を確保するという意味においても、そういった方の誘致と申しますか、そういったことが必要になってくるのではないかと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 次に、除排雪を初めとして市民生活の環境維持に努められている天野建設水道部長はどのようなふうにお考えですか。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今定住というテーマで御質問いただきまして、私ども建設水道、基本的にはインフラの整備ということで、それに私どもスタッフ含めて全力を傾注しているというのが現状でございます。私が考えますに道路であれ、橋梁であれ、さまざまな上下水道の施設も含めて、もちろん名寄に長くお住まいの方々もその提供できるものにはできる限り長期で、そして変わらぬ形でしっかりと提供できるというのが基本だというふうに思っています。また、さまざまな条件で名寄のほうへ、例えば転勤でいらした方、そういった転入された方々も、こう言うとなんですが、ほかの住まわれていた自治体と比較される

ことが多いかもしれませんが、決して遜色のないと言ったら語弊があるかもしれませんが、私どもでしっかり提供できるインフラ整備、生活を守るための基盤となるものだというふうに思っておりますので、そこに十分力を注いでいくというのが安心してお住まいいただける、名寄で暮らしをしていただける、お仕事に励んでいただける基本を支えるものになるのだろうというふうに思っております。人口減は、こういったインフラの施設を守っていく上で大変厳しい条件が重なってきているのが現実でございますけれども、その中でできる限りの努力をしていくというのが基本だというふうに思っておりますので、御理解賜ればと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） それぞれ部長に御答弁いただきました。また、基本的な考えをお伺いしましたので、予算委員会でさらに議論していきたいと思っておりますけれども、松岡参事監はこの2年間名寄にいらして、名寄市の総合計画、2次計画の策定を含めて御尽力をいただきました。ある意味で名寄市の現状をつぶさに見詰めていただいたというふうに思いますけれども、この名寄市の定住問題、あるいはこれからの姿、どうあるべきかということについて何か見識を持たれていると思っておりますので、御発言あればお願いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 名寄市の定住に関する今後ということでもありますけれども、もうすぐ2年間になりますけれども、させていただいて、私は大体この名寄市に来るまでで、暮らした市区町村の数でいうと9か10程度あります。それで、いわゆる転勤族なわけですし、いろんな自治体で暮らしながら、また今回こうして市役所の業務ということで携わらせていただいているわけですが、名寄市、人口3万人弱という中であって

はいろいろと商業施設ですとか、あるいは文化的な環境を含め資源がたくさんありまして、非常に魅力的なまちであるという一方で、ただ人口減少はずっと深刻に続いているという現状がこの間議論があったとおりでありまして、名寄市に限った話ではありませんけれども、地方創生という取り組みにおいては従来の地方、先ほど企業立地の話もありました。あるいは公共事業なんかの話もこの間ありますけれども、従来の手法だけではなかなかこの事態を改善することはできないということで、まず地域において自分たちの地域の持つ資源のよさですとか、強み、弱み、そういったものをしっかりと分析しながら、総合戦略というものを立てて、その強みを生かし、また弱みをどう補っていくかというところを戦略的に取り組むということが大事なのだと思います。その中で、例えば除雪の話もありましたけれども、冬の寒さ、雪というのは基本的にはマイナスにとられることが多いと。私もここまで雪深い地域に暮らしたのは初めてですので、驚いておりますけれども、一方でただこの3月においてもまだこれからスキーのジュニアオリンピックなどありますけれども、こういったものが開けるといのは名寄にしかない強みであるというところを生かして、ではどういうことができるのかというようにところで戦略に取り組んでいくのか、そういったところが徐々に徐々に評価されつつあるという現状であると思います。引き続きこういう、結構名寄でいろいろ話を聞くと、名寄市というのには観光の資源もないまちであるとか、何か余り特徴がないまちとか言う方も市内の方でおられるのですけれども、いろいろ見てきた中で、あるいは私この間北海道のいろんなところも見ておりますけれども、その中でも特に暮らしの面あるいは魅力の面でそういうものが無いまちとはとても思えませんので、そういった強みを引き続き生かしつつ、定住対策ということも魅力の発信というところも含めて、まず市役所初め、行政あるいは議会で取り組むこともそ

うですけれども、市民の皆様方もこの名寄のよさというところを見詰め直していただくというのが一番大切なのかなというように感じているところでもあります。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 御答弁いただきました。時間の関係もありますので、また経済部営業戦略室の予算の委員会の中でお伺いしたいのですが、市長に1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、ことしの商工会議所の新年交社会の市長の挨拶、久保副市長も白田経済部長も議員も多く出ていましたけれども、その挨拶の中で、これちょっと聞き間違いもあるかもしれない、メモをとっていたわけでもありませんので。定住、転出防止よりも名寄をPRすることが大切だというようなお話をされていましたが、その真意をまずお伺いしておきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 定住に対して名寄のPRが大事だというお話をされていたということで、そのとおりでと思います。今松岡参事監からも名寄のいろんな特色を言っていたいただいて、例えば雇用は不足しているけれども、そこに人材がいないと。ここは、地域の魅力だとかというのをもっと体系的に、あるいは効果的に発信をしていくことで人を集めていく必要があるということも含めて、名寄市そのもののブランディングというか、そういうものを高めていく必要があるのではないかと思います。意味でお話をしたのかなというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） ニュアンス的には定住あるいは転出防止よりもという、そのよりもがちよっとひっかかったものですから、確かに市長がおっしゃるように名寄をPRして、さらに名寄をアピールして名寄の魅力を発信したいという思いだったのだと思うのです。そのとおりの答弁だったと思うのです。そのときのニュアンスはちょっと違ったものですから、聞き間違いかもしれま

せんけれども、そういうふうに取り扱ったので、今確認をさせていただきました。

定住対策については、いずれにしても私どもの任期はあと1年ということでありますので、何とかどれが特効薬かわかりませんが、この1年間私自身の自分のテーマにしてやっていきたいと思っておりますし、また機会があれば御議論をさせていただきたいと思っております。

立地適正化計画についてもこれから建設部の予算審査もありますけれども、ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、答弁の中にもありましたけれども、この立地適正化計画にかかわっては公共施設総合管理計画についても出るので、昨日中村総務部長は佐久間議員の答弁で必要に応じ目標値を見直すという答弁をされていますけれども、これは13%というのはどういう状況の必要に応じた場合に目標値を見直すということになるのかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） この計画につきましては、平成28年から20年間ということで、47年までの長きにわたる計画なものですから、この20年間にわたって全くその計画自体を見直しもしないということではないというふうに思っています。今具体的にこういう基準で見直すというところまでは考えてございませんけれども、基本的にはこれからの進捗状況、13%の縮減に対する進捗状況ですとか、そういったものを勘案をしながら、適宜計画については見直しの必要性があるということのお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 佐藤議員。

○14番（佐藤 靖議員） 必要に応じ目標値を見直すというと、例えば人口が減ったら13%が公共施設が多いということで15になるのか、20になるのか、そういう意味の必要に応じという意味ではないということで、進捗状況を見据えて

この数字が変わるという見解なのですか。どうもそこが理解ができないのですが、改めて橋本副市長からお伺いをして、終わりたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 橋本副市長。

○副市長（橋本正道君） 13%削減については、人口のほうから必要な床面積ということで出ておまして、それが1つであります。当然今後人口の減少、それからもう一つあるのは建てかえに要するライフサイクルコストの関係ありますね。それは、複合化するなりなんなりするによってまた変わってきますので、一定のパッケージができた段階で改めてまた御議論させていただき、そういうような意味だと捉えていただいて結構だと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で佐藤靖議員の質問を終わります。

13時まで休憩をいたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小中学校での心肺蘇生教育の普及と危機管理体制の整備について外3件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

大きい項目第1、小中学校の心肺蘇生教育の普及推進と危機管理体制の整備について質問いたします。突然の心停止から救われる、命を救うには心肺蘇生、AEDの知識と技能を体系的に普及する必要があります。学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降急速に設置が進み、AEDの使用によって救命される事例が数多く報告されております。しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっていると同時に、学校でも毎年100名近

くの児童生徒の心停止が発生をしております。その中には、平成23年9月にさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故によってAEDがあるのに活用されず、救命できなかった事例の報告もされております。

そのような状況の中、既に学校において心肺蘇生教育の重要性について認識は広がりつつあります。平成29年3月に公示されました中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法などを行うことと表示されているとともに、同解説では胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されております。しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は平成22年度の時点では小学校で4.1%、中学校で28.0%、高校では現在昨日新聞に出ておりました71.7%と非常に低い状況にあります。小中学校におけるAEDの設置状況についてお伺いいたします。

また、教職員へのAEDの講習の実施状況など、具体的な取り組みの状況についてお伺いをいたします。

また、児童生徒と教職員に対する心肺蘇生法、AEDに関する教育への普及推進の状況についてをお伺いいたします。

また、小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてをお伺いし、理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目2番目、青少年のインターネット依存の対策についてをお伺いをいたします。厚生労働省は、中高生によるインターネット依存に関する調査を全国の中高生を対象に実施しております。2012年10月から2013年3月まで、中学生3万9,000人、高校生約6万2,000人から

回答を得、8月に回答結果が発表されました。調査では、問題や不安から逃げるためネットを使うかなど8問中5問以上に当てはまると依存の疑いが強いという調査であります。それを分類されるそうです。その割合は、中学生6%、高校生9%、中高生全体で8%となり、全国の中高生全体の計算にすると約52万人と推計されるとされており、男女別では女性が10%、男性が6%で、女子の高い理由はチャットやメールを多く使うためとされており、

また、先日朝日新聞の内閣府調査では2017年度青少年インターネット利用実態調査で青少年のインターネット利用時間、増加傾向にあると記され、平日約5時間以上ネットを利用する高校生26.1%、また小中高生の児童生徒全体で1日当たり平均利用時間、2017年は159.3分で、前年より5分増加、小学生は97.3分、中学生は148.7分、高校生は213.8分で、利用目的は小学生がゲーム78%、中学生は動画視聴80%、高校生がSNSなどコミュニケーションに90%と最も多かったそうです。日常生活や健康への影響は、睡眠の質が悪い59%、依存がない人の2倍近く、午前中に勉強だとか何かの調子が悪い24%、依存のない人の3倍近く、ネット依存の問題は昼夜逆転などによって不登校、欠勤、成績低下、ひきこもりなどばかりではなく、睡眠障がいや鬱病等々、また精神面でトラブルを引き起こすほか、視力の低下、長時間動かないことによる筋力の低下、また骨粗鬆症といった身体症状の悪化のおそれもあるとされており、ネット依存の本市の実態についてをお伺いをいたします。

また、保護者や教職員へのネット依存の啓発についてお伺いをいたします。

また、ネット依存への児童向け安全対策について理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目3点目、生活困窮者への支援についてをお伺いいたします。平成27年4月からさまざまな困難の中で生活に困窮している人を包括的

に支援していくための生活困窮者支援制度が始まり、働きたくても仕事がない、家族の介護のために仕事ができない、再就職に失敗して雇用保険が切れた、あるいは社会に出るのが怖くなった方々、自立相談支援事業の住宅確保給付等々があり、一人一人に合わせた、状況に合わせた支援プランを作成し、解決に向けて行っていると思われております。これまで福祉制度は、高齢者、障がい者またはひとり親で子供がいる、働けない状況の特定の対象に分野ごとに展開をされてきましたけれども、近年は暮らしに困っている人々の抱える課題、または経済的な課題、またはいじめ等で孤立して働けない等々、社会的孤立など複雑に絡み合っている状況にあります。名寄市での生活困窮者自立支援制度の現状について理事者の御見解をお願いいたします。

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれのある人で、高齢で体の弱った親がいるため2人暮らしを続けるうち地域から孤立をしてしまった、また家族の介護のために時間はあるが、時間のとれる仕事につけなく収入がない、または離職後求職が望めない、また子供が幼いため就職が難しい、いじめなどの中退があり、引きこもって社会に出ることが怖い等々の方が家計管理がうまくいかないだとか、借金の連鎖がとまらない方々、このような方々を自立が見込まれるまで救済していくこの生活困窮者自立支援制度の今の名寄市の課題、または今後の対策について理事者の御見解をお願いいたします。

最後に、大きい項目4点目、災害支援協定についてをお伺いをいたします。平成7年、阪神・淡路大震災、平成23年の東日本大震災、関東、東北、北海道豪雨など我が国ではこれまで地震、津波、台風による風水害、さらには爆弾低気圧に伴う暴風雪等によって風水害、暴風雪など多くの災害を発生してきております。このような経験から、国を初め各自治体では防災、減災に対する意識が高まり、各地でもその対策、防災訓練などを講じ

られてきております。

このような中、被災時にはその初期段階及び避難所において飲料水を確保することが最も重要であると言われております。近年飲料自動販売機の中には、災害時に被災者に対して無料で飲料を提供する災害支援型自動販売機があり、各地の自治体において災害時に被災者に飲料水を提供することを目的に飲料メーカーとの災害支援協定が進められている自治体が多くあります。本市の災害支援協定の現状について理事者の御見解をお願いいたします。

中でも東日本大震災の経験から生まれた災害型紙コップ式自動販売機は、災害時においてお湯、水等々、特にお湯が無料で提供できるため、赤ちゃんの粉ミルク調乳、アルファ米の調理などにおいて大きなメリットがあると言われております。主な実績として、常総市での鬼怒川決壊におきまして避難所では約1カ月間、8,000杯のお湯が提供されたそうです。熊本地震では、1日最大500杯の提供をされているそうです。現在では、各地で派遣されているDMAT隊にはこのお湯の提供は大変助かるというふうに現地で言われていたそうです。本市においてもこのような災害時に、まだ災害は少ないですけれども、避難所や病院においてお湯、飲料水の提供のできる災害型自動販売機の設置及び災害協定の締結の検討を進めるべきと思いますが、理事者の御見解をお願い申し上げます、この場での質問を終わらせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） ただいま高橋議員からは、大項目で4点にわたり御質問をいただきました。大項目1及び大項目2は私から、大項目3は健康福祉部長から、大項目4は総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、小中学校での心肺蘇生教育の普及と危機管理体制の整備についてお答えいたします。初めに、小項目1、小中学校におけるAEDの設置状況についてですが、文部科学省が行っている

学校安全の推進に関する計画に係る取り組み状況調査によると、平成27年度実績で全国の93.9%の学校がAEDを設置しております。本市におきましても12校全ての小中学校に設置しております。その設置場所は、職員室や体育館前廊下、玄関など多くの人が不測の事態に接した場合に利用しやすいところになっております。

次に、小項目2、教職員へのAED講習等の具体的な取り組み状況についてですが、文部科学省は学校安全推進事業として教職員等を対象としたAEDの取り扱いを含む心肺蘇生法実技講習会の実施を支援しています。加えて教職員の研修用のDVDの活用により、AEDの使用を含む心肺蘇生法に関する正しい理解を深めるとともに、技能の向上に努める取り組みを推進しております。これらの取り組みにより、平成28年度に教職員を対象としたAEDの使用を含む応急手当講習を行っている学校は全国で91.4%に上り、本市においても全ての小中学校で消防署等との連携による研修が実施され、多くの教職員が講習を受けております。また、今年度上川北部消防事務組合による応急手当普及員養成講習を受講し、学校で教職員を対象とした普通救命講習の指導や小学校高学年以上に応急手当の導入講習としての救命入門コースを指導できる応急手当普及員の認定を受けている養護教員も在籍しております。

次に、小項目3、AEDに関する教育の普及推進についてですが、日本学校保健会の平成29年度保健学習推進委員会報告書においては、AEDは誰でも使うことができることを問うアンケート調査の結果、正答の割合が小学校5年生で約30%、中学校1年生で約50%、高校1年生で80%と学年が進むに従って高くなっております。これは、現行学習指導要領では中学校保健体育の保健分野において応急手当の中で心肺停止に陥った人に遭遇したときの応急手当としては、気道確保、人工呼吸、胸部圧迫などの心肺蘇生法を取り上げ、実習を通して理解できるようにする、必

要に応じてAEDに触れるようにしていることから、中学校で取り組みが行われた成果のあらわれと考えております。実際児童生徒を対象としたAEDの使用を含む応急手当の実習については、平成27年度に全国の49.5%、特に中学校では71.2%で行われています。本市においては、既に全ての中学校で主に2年生において救命講習が行われ、心肺蘇生法、AEDの使用法などの学習を行っております。また、名寄小学校や名寄東小学校でも高学年でAEDの使用法や人工呼吸蘇生法の実習を消防署と連携して行っております。

次に、小項目4、小中学校における心肺蘇生教育の現状と今後の方向性についてですが、本市の小中学校におきましては現行の学習指導要領の内容に基づき積極的に心肺蘇生にかかわる学習が行われ、理解が進んでおります。平成32年度から完全実施される中学校学習指導要領の保健体育解説では、胸部圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすることが2年生に位置づけられており、手当ができることが求められております。また、小学校学習指導要領の体育の解説では、心肺蘇生法については直接触れてはいけませんが、保健のけがの防止の中でけがの手当てとしてけがの種類や程度などの状況を速やかに把握し、処置すること、近くの大人に知らせることが大切であることを理解させると示されております。このように学校における救命講習を実施することや学習を通して児童生徒が応急手当の正しい知識、技能を持つことはこれら社会に出て応急手当をみずから行う場合に居合わせる可能性が高くなる児童生徒の迅速な対応につながるものと考えております。教育委員会といたしましては、適切なAEDの使用や心肺蘇生法の活用で命を守ることができるよう消防署など関係機関と連携を図りながら、各学校に対して教職員と児童生徒に対して積極的な救命講習の

実施をお願いしてまいります。また、学校がAED機器の設置場所や動作確認などの点検、見直しを行い、不測の事態が生じたときに子供たち等の大切な命を守ることができるよう努めてまいります。

次に、大項目2、青少年のインターネット依存対策についてお答えいたします。初めに、小項目1のネット依存の本市の実態についてですが、近年スマートフォン等の急速な普及に伴い、多くの児童生徒がSNS、ソーシャルネットワーキングサービスや通信可能なゲーム等を手軽に利用できる環境となり、インターネットは子供たちの生活に欠かせないものになっております。一方、ネットの長時間利用による生活習慣の乱れから、実生活に悪影響が出る、いわゆるネット依存やスマホ中毒と呼ばれる問題が指摘され、携帯、スマホが手元にないと不安な気持ちになり、片時も手放すことができないといった状態や日常生活や健康への悪影響など青少年への被害が懸念されているところであります。

本市におきましては、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会が平成28年6月に小学5、6年生と中学生を対象に行った携帯、ネットに関するアンケート調査結果から、自分専用の携帯電話やスマートフォンなどの端末機器を所有している割合が小学生で28%、中学生で54%という現状にあります。インターネット利用に関する家庭のルールがあるかの回答では、小学校5、6年生が52.5%、中学生が34.1%と年齢が上がるにつれて家庭のルールや約束事が低下する傾向が見られました。また、平成29年度に実施した全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の1日当たりどのぐらいの時間携帯電話やスマートフォンで通話やメール、インターネットをしますかの問いの回答状況では、2時間以内と回答した小学校6年生が66.7%、中学校3年生が82.8%と全国に比べて少ない状況です。平成26年度の調査結果と比較しますと、メールやインターネットに触れる時

間が2時間以内の中学生は10%程度ふえ、改善の傾向にありますが、小学校児童は逆に10%減少するなど情報モラルを身につけることや望ましい生活習慣を確立することが強く求められております。

一方で、道教委においては道内の中高生のインターネット利用に関する実態や依存傾向について把握するため、平成26年に中学生、高校生のインターネット利用実態調査を実施しました。その結果、ネット依存傾向については中学生の16.6%、高校生の28.7%の生徒が自分はネット依存だと思うと回答しています。

なお、インターネットを利用するために睡眠時間や勉強の時間を犠牲にしている生徒が中学生で30%、高校生で40%程度いることから、健康面、学習面への影響が心配されています。さらに、インターネットの利用が原因で友達や家族と関係が悪化したり、健康を損ねて病院に行ったりするなど日常生活への影響がある生徒がいることも明らかになっております。

次に、小項目2、保護者や教職員へのネット依存の啓発についてですが、青少年のネット依存を防ぐためには保護者や周囲の大人がモラルやマナー、危険を回避するための情報や知識を持ち、安全に安心してインターネットが利用できる環境をつくる必要があります。各学校においては、道教委が保護者、教職員向けの啓発資料として毎月発行しているリーフレットを活用してネットトラブル等の危険性や情報モラルについての授業における指導はもとより、家庭、地域と連携した指導の充実に努めています。また、青少年センターにおいては、子供たちのインターネット利用が家庭生活の中にあることから、ネットトラブルに巻き込まれないためのポイントなどを掲載した注意啓発用チラシを全戸配布し、親子で守るべきルールや大人の見守りの重要性を広く周知しております。今後は、青少年を有害情報やアクセストラブルから守るためのフィルタリング制度についてパンフ

レットを作成し、保護者や地域で開催される安心会議、各種協議会に情報提供してまいります。

次に、小項目3、ネット依存に対する児童向け安全対策についてですが、ネット依存を防ぐためにはインターネットやゲーム等の使用時間を制限するなど家庭における親と子のルールづくりや友達同士のルールづくりが重要となっています。また、日常において生活習慣の乱れにつながらないように、大人がスマホやネット利用の様子をしっかりと把握し、子供たちの安全対策に努めなければなりません。このため、学校においては情報機器の正しい使い方や情報モラル教育の充実が求められており、市内全ての小中学校で授業の指導や保護者、関係機関と連携し、携帯電話やスマートフォンについての研修会等を実施しております。具体的に小学校では、総合的な学習の時間においてインターネットや携帯電話の使い方を指導したり、学級活動の時間においてネットトラブル等の危険について指導しております。中学校では、これらに加えて技術・家庭科の技術分野において著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導をしております。また、名寄警察署や名寄市消費生活センター、携帯電話キャリア会社等との連携を図り、児童生徒や保護者を対象としたネットトラブルの怖さやインターネット上のルールなどを学ぶ研修会等を実施しております。教育委員会といたしましては、今後も青少年が情報機器についての正しい利活用と的確な判断力を習得できるよう学校や地域、家庭と連携を図りながらネット利用を含めた望ましい生活習慣の定着に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 私からは、大項目3の生活困窮者への支援について、初めに小項目1の生活困窮者自立支援制度の現状について申し上げます。

生活困窮者自立支援制度は、平成27年4月よ

り必須事業の自立相談支援事業と住居確保給付金事業を実施、平成28年4月からは任意事業の家計相談支援事業、平成29年4月からは同じく任意事業の子供の学習支援事業を実施しております。自立相談支援事業の新規相談件数は、平成27年度は77件、平成28年度では59件、平成29年度についても平成28年度とほぼ同数の相談件数があるものと見込んでおります。相談内容は、各年度にかかわらず、収入、債務などの金銭に関する相談が多く、相談件数の約半数を占めており、具体的には生活資金の貸し付けや債務の整理などではありますが、相談を受ける中で生活が窮迫しているため生活保護が必要な場合には確実に生活保護につないでおります。自立相談支援事業は、相談を受け、課題を分析し、ニーズを把握して、ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう自立支援計画を策定しますが、支援計画に基づく支援については平成27年度は3件、平成28年度は10件、現在は12件となっております。また、相談者本人が自立支援制度に消極的である場合などでも見守りが必要と判断された場合は、支援計画策定前であっても支援を行っており、それぞれ平成27年度は4件、平成28年度は7件、現時点では9件となっております。このうち平成29年度で支援が終了する件数については、就労による自立が2件、生活保護受給が1件、そのほか3件となっております。

計画相談支援事業は、自立相談支援事業と重複するものも含み、平成28年度では8件、平成30年2月末現在で11件、このうち支援によって収支のバランスを把握することができるようになり、平成30年度に自立が見込まれている方が1名おります。

子供の学習支援事業は、名寄市立大学と連携し、学生ボランティアの確保や支援内容を協議しながら進めております。対象者を生活保護世帯、就学援助や児童扶養手当などの受給世帯の困り感を抱える児童生徒とし、平成29年7月に教育委員会

の協力を得て市内の小中学校生がいる全世帯を対象に学習支援事業の参加意志の有無を含むアンケートを実施しました。また、その後もプライバシーに配慮しながら、就学援助や児童扶養手当の通知の際に学習支援事業の案内を同封し、対象世帯への広報に努めているところですが、8月から2月にかけて計14回実施しましたが、4人、延べ15人の子供たちの参加となりました。今後は、実施時期や時間、実施場所に考慮しながら、より参加しやすい環境を提供していきたいと考えております。

次に、小項目2の生活困窮者への課題と対策について申し上げます。相談があっても本人に困り感が少なく、支援を必要と感じていないことも多く、特に相談が本人からではない場合は相談支援事業の利用や自立支援計画の策定の同意を得るのが困難なことがあります。将来的に生活が窮迫することが見込まれると判断できる場合は、支援計画策定前においてもつながりはとても重要であるため、定期的な見守りが必要であると考えております。また、生活相談支援センター以外の関係機関から相談へつながった件数は平成27年度から現在まで59件あり、3分の1が関係機関の連携により支援につながっている状況がありますので、今後とも支援が必要な潜在的対象者の方全てに制度の情報を届けるためにも、定期的な広報活動のほかに市役所の各窓口や相談部署、民生委員児童委員を初めとする関係機関との連携の強化が必要と考えております。今後につきましても多くの市民の皆様がこの制度を理解していただき、支援を必要とする方を早期に支援できる体制を構築してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 中村総務部長。

○総務部長（中村勝己君） 私からは、大項目4、災害支援協定について申し上げます。

初めに、小項目1、災害協定の現状についてお答え申し上げます。御質問の災害支援協定の現状

についてでございますが、本市において北海道及び各市町村と災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定のほか、各機関、事業者等と24本の協定を締結しており、全体で計49の組織及び団体と協定を締結している状況となっております。協定の内容としましては、災害等の発生時に必要な応急対応や復旧活動から被災者や避難者に対する物資の調達や供給、燃料供給、救援輸送、非常事態等における緊急放送、自治体相互の援助協定などさまざまな内容の協定を締結しております。また、名寄市災害時における相互支援に関する条例に基づく支援では、東京都杉並区ほか9自治体で構成する自治体スクラム支援会議があり、杉並区、南相馬との協定のほか、同会議を構成する基礎自治体が被災した場合を想定して、被災自治体の受援及び基礎自治体の支援が相互に円滑に行われるよう連絡体制の訓練なども行ってきているところです。災害時における対応につきましては、応急対応や復旧対応、被災者や避難者への対応などさまざまな観点で迅速な判断と対応が求められますので、平常時から協定している団体との連携を確認し、防災、減災に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、今後も新たな団体との災害協定のお話などがあれば、地域におけるリスクを考慮した連携に取り組んでまいります。

続きまして、小項目2、避難所、医療機関との災害支援協定についてお答え申し上げます。避難所と医療機関での自動販売機による飲料の供給についてでございますが、議員も御承知のとおり飲料水の提供等に係る協定につきましては、通常の物資供給のほかに民間事業者による災害対応型自動販売機の設置協定を締結しており、この自動販売機については平常時には自動販売機の電光掲示板を活用したPRを行えるほか、災害時には自動販売機の中の飲料を無料で提供いただくことが可能となっております。現在名寄庁舎、風連庁舎のほか市内3カ所に設置され、設置場所につきまし

ては協定当時に市と相手先で協議して決めているものであります。

御質問の各避難所への設置につきましては、協定先での設置となり、事業者の負担なども生じることとなりますので、新設することは難しいと考えていますが、現在設置している自動販売機の災害対応型への入れかえにつきましては協議によっては可能性があると考えております。いずれにしても、事業者での負担を伴うものでございますので、難しいかもしれませんが、議員のおっしゃるとおり各避難所など多くの場所に設置ができれば万が一被災した場合にも飲料の供給体制が強化されますので、今後災害型対応への入れかえについて協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 大変ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

まず、小学校の心肺蘇生またはAEDの普及ということで、名寄としては全小中学校に設置をされているというふうに答弁をいただきまして、大分安心しております。先生のほうもある程度講習を受けて、AED等々心肺蘇生はできるような状況になっているということでしょうか。その中で、小学校5年生が30%、そして中1で50、高1で80%ぐらい。全国ですか、これは。進められているという部分みたいですがけれども、名寄は27年で49.5%、小学校ですか。中学校で71.5%だった……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） 全国で。名寄自体は……

（何事か呼ぶ者あり）

○15番（高橋伸典議員） 小中学校で行われているのですね。それで、行われているのはいいと思うのですが、私も救急救命の講習、何回も受けて心肺蘇生、そしてAED操作はある程度もうできます、2年に1度やっていますので。し

かし、DVDで見たり、ただやっている人を見たってきつと緊急時にはできないと思います。先ほど小学校には大人を呼べというふうに言っていましたけれども、私は本当に26年に小学校の女の子が亡くなったときを考えると、先生もAEDできなかった。そして、心肺蘇生もできなかったという中においたら、やはりそれではちょっと厳しいのではないかなと思うのです。先生だけであればいいのだよというのなら、それで先生呼んでくるのに10分かかったらその人はアウトなので、脳にまで酸素が行かなくて。そこまでの状態になってしまう中で、もうちょっと具体的に、先生はできます。小学校5年生からこれ進められているのですよね。5年生も今やられているという形、名寄小学校で言われたのですけれども、これ全校、小学校、ほかの市町村では亡くなられたことによって教育委員会、そして各学校も含めて連携して、小学校5年生になって、中学校2年生になったときに、その学校で必ずAEDの訓練と、そして心肺蘇生ができる講習を受けているようなのです。それは、学校だけではなく、もし自分が家に帰って母親が、お父さんがそうなったときにすぐお父さん、お母さんも助けられるようにというふうに進められているみたいなのです、その市では。私はそこまでやることはないと思うのだけれども、小学校の5年生なって、中学校1年生になったら、この心肺蘇生、AED、先ほど言ったように学習指導要領では来年ぐらいから入れなければなど書いてあるのですけれども、しっかりとそれを推進していくというのが大事なかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたように、AED講習を受けていても不測の事態になった場合、いかに受けていてもなかなか大人でも対応するのは難しいというのは現実のことだと思います。ただ、講習を継続してやっていくことが大事だと思っていますので、今後も引き続き対

応していきたいと思っております。

先ほどちょっと述べました32年からの実施される学習指導要領の体育の解説の中では、小学生、心肺蘇生法については直接触れてはいませんがということになっていて、ただけがの状態なんかを見きわめて、すぐ近くの、学校でいえば先生、大人に知らせて処置をしてもらうような、そういった迅速な対応をなささいという指導をしているわけです。小学校5、6年、高学年の方がAEDを実際に使ってやるのかどうかという、すごく危険性もありますし、もしそのことによって倒れた方に何かあった場合に子供に精神的な影響もいろいろ想定されることから、やっぱり速やかに大人の方を呼んで対応するのが一番望ましいのかなというふうに思っています。先ほど申し上げましたとおり、学校においては職員室であったり、体育館の廊下とか、すぐ持ち運び、出せるような場所に置いてあるという状況がありますので、そういった指導を徹底していきたいというふうに今考えているので、御理解をお願いしたいというふうに思っています。

中学校においては、そういった学校でのそういう中でも触れることになっていきますので、きちんと認識、それは当然大人に向かって、社会にあってもそういった教育を受けることによって対応できるようになっていくようになりますので、しっかりした学習をしていきながら、将来にわたってそういった対応をできる、応急処置、手当ても含めてできるような大人に育っていくように今後とも教育を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） お願いいたします。本当に学校の中で2時間の講習を入れるというのは大変厳しいというのはわかります。非常にわかるのですが、突発的な部分が出たときにどう対応できるかというのは、私はその子たちが大人になったときに、そういう人たちを見たときに

どう対応しているかという人間教育にもかかわってくるのかなというふうに思いますし、もしそういう部分がとれるのであればぜひ進めていただきたいというふうに思います。

小学校では、安全教育副読本という中で「命を守る心肺蘇生・AED」というのが出ているというふうな部分で見たのですが、名寄のほうにはこういうもの、副読本というのは来ているのでしょうか、小学校。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 大変申しわけありません。ちょっと今把握できておりませんので、また調べてみたいというふうに思います。申しわけありません。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） よろしく願いいたします。

次、小学校5年生または中学校1年生になりましたら、この心肺蘇生法をしっかり子供たちができる体制つくり上げていただくことをお願いいたします。

次に、青少年のインターネット依存についてをお聞きしたいというふうに思います。先ほど名寄は全国よりも低く、約28%、小学校で。中学校で54%で、全国よりも若干低いという状況ですが、低くてもこの部分というのは大変厳しいかなという部分があると思います。私はもうガラケーの携帯しか持っていませんので、やれないのですが、うちの孫の話して悪いのですが、5歳の孫が母親のスマートフォンをとって、こうやって開いてゲームする姿を見ると、どこの子供もそうなのです。お母さんの携帯をとって、こうやってもうやってしまうのです。すごいなど。すごくはないのですが、高校生、小学生、中学生も皆さんやっぱりどこに座っていてもスマートフォンをこうやってずっと見ている状況があるのです。そして、先ほど言ったように5時間以上やられている方が26%、全国です

よ、最新の内閣府の調査のもので、4分の1がもう5時間以上、きっと8時から4時ぐらいまで学校に行って、クラブ1時間か2時間やって、家に帰って5時間といったら12時ぐらいまでもうスマートフォンをやっているのかなという状況の中で暮らしていて、やはり一番重要なのが先ほどルールをつくったり、親がある程度見てあげるといいうのも大事なのですけれども、もうちょっと学校のPTA総会だとか、クラスの参観日だとか、そんな中で具体的な方策というのはいらないのでしょうか。今ある程度やられているというのは、紙を配布しているというのをお聞きしましたけれども、具体的にもう少し踏み込んだ部分というの、それとあと今小学校のほうで教室である程度の指導をしていると言ったのですけれども、具体的にどのような指導をされているのか、ちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 先ほど答弁もいたしましたけれども、使用時間が2時間以内、少ないほうが良いということで、2時間以内でいきますと中学生は減少傾向にあるけれども、小学生が逆に増加しているという状況はちょっと報告させていただきました。やっぱり一定の家庭のルールをつくって、保護者がきちんと子供との話し合いの中で時間をきちんと設定して使うというのが大事だと思っていますので、今議員からおっしゃられたとおり、保護者にどう理解してもらおうかというのが重要な課題だというふうに思っております。この間もこれに限ったわけではありませんけれども、やっぱり家庭での生活習慣をしっかり身につける。それは御飯の部分も含めて、いろんな面でそういったことはリーフを使いながらお話をしていますけれども、また携帯電話ではこれまではネットトラブルの関係については随分お知らせをしてきて、ある面依存の関係についてはちょっと弱かった部分がありますので、今後新年度から保護者会とかいろいろありますので、その中でしっか

りルールづくりで、やっぱり適正な時間での使用をして、そのことが体にどう影響を与えて、どんな影響が出るということをきちんと認識してもらいながらしていきたいというふうに思っております。

子供の指導につきましてもやっぱりそういった体に対する影響であったり、使い方を間違えと危険なことに遭うとか、そういったことをいろんな時間をとれる範囲の中で指導しているという状況にあります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

名寄の小学校だとか中学校の生徒は、いじめに遭ったりだとか世間の嫌なことがあってインターネットに走ったのではなくて、きっとゲームだとか友達とのコミュニケーション含めた部分ですから、ある程度いいと思うのですけれども、5時間やられている人だとかという部分を見ると、大変な治療をしなければいけないという部分があると。インターネット依存症は、ことし2018年に国際疾病分類のICDに入ります。がんとか、いろんな部分の病気の種類に入ってしまう部分になるそうなのです。それで、やはりその対策というのは一応必要かなと思いますし、先ほど言った生活習慣病または学習の環境の悪影響があったりするということを懸念する中であり、親、そして教師で、それを生徒も含めての指導をしっかりお願い申し上げ、このインターネットの部分はほかの野田議員、川村議員にお任せをしたいというふうに思います。

次に、生活困窮への支援についてなのですが、先ほどいろんな御支援答弁をいただきました。27年に77件、そして28年が59、ことしも59でないかというふうに言われております。減ってはいますけれども、そんなに数は減っていないかなというふうに、まだまだ生活困窮されて困っている方がおられると思うのです。私なぞこ

れきょうこの質問を出ささせていただいたのかという、何週間前かにあることを女の方に言われました。相手は私のこと知っているのですけれども、私は全然全く知らない人でした。1月に、私介護の仕事をしておりますと。そして、インフルエンザにかかってしまいましたと。私が治ったら、次子供がインフルエンザになってしまって、1カ月働けませんでしたと。私介護職なのですからけれども、月給でなくて日勤で、1月給料ゼロでしたというお話をされました。そして、ゼロで2月、もうきつきつやっているのですと。そして、本当こんな生活をしなければいけないのかという思いで私に言うのです。何とかそういう方でも名寄市はこういう政策があってこういう生活できるのだよというのをつくってくださいと。そして、ずっと悩んだのです。市役所も頑張って、広報や何かに年2回ぐらい出ていますし、こういうチラシも配布していただいていますし、社協でもカラフルなものが出ています。ただ、宣伝はやっているのですけれども、なかなかやっぱり市民の皆さんがわかっていないなということで、私きょうこれをやらせていただいて、市民の方がわかってもう行ける状況にしてあげたいということで質問させていただいています。そして、本当にもう電話がわかって名前がわかればすぐ生活支援金ですか、名寄市で出せる3万円。そして、北海道では10万円ぐらい、その世帯によっては変わって出せるのですけれども、それがありますよと教えてあげたのに、本当私ってばかだな、頭悪いなと思って今いるのです。私たちもそうですし、市もそうですし、やはりこういう自立支援があって、いつでも市民の方が困って行ける体制があれば一番いいなということで、きょうは質問させていただいています。

そして、先ほど田邊部長、59名の方が自立支援の相談に来られたのです。ここの中で生活保護まで行かれた方というのは何名。12名と言いましたか。2名なのですか。12名なのですか。そ

して、生活保護に行かれた方はどういう内容の部分でそちらまでに行ったのか、ちょっと教えていただきたいというふうに、金銭面が多いというふうな判断なのですからけれども。

○議長（黒井 徹議員） 田邊健康福祉部長。

○健康福祉部長（田邊俊昭君） 自立相談支援事業から生活保護へつながった件数でございますけれども、平成27年度はこれが事業始まった当初でございますが、7名、それから28年度が4名、それから平成29年度はことしの2月までで2名ということで、いずれも相談を受けた中で生活が窮迫しているということで、生活保護のほうにつなげさせていただきました。

○議長（黒井 徹議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。

この生活保護、生活困窮者支援制度があって、私も今なかなか、その今回相談された方も私は親に生活保護なんて絶対受けるなよと言われて自分は生活しています、だから行けなかった、そういう思いで生きていますという人なのです。だから、私は生活保護でなくこっちの社協のほうの生活困窮者自立支援で相談してみてくださいと言いました。でも、市民の方々はなかなかそういう思いされている方がいるので、生活保護のほうに来たらあの人生活保護のところで何か相談していたよなんて言われたら、何かあったのかなという心配も、心配というか、変に見られたら嫌だという人もいますし、私はそこら辺の部分ではないかなというふうにその方のことを思ったのです。だから、やはりいつでも、この生活困窮者支援ので見たらどんなときでも来てくださいと書いてあるのです。来れない場合は私が行きますと、そして自立に向けた相談をさせていただきますよというのがこの生活困窮者支援制度だと思いますので、もうちょっと、努力はすごくしていただいていると思います。もう一步先に足を進めていただいて、市民の方々全員にこういう部分があるのだよというのをPRをぜひお願い申し上げます。以上です。

最後に、災害支援協定の部分であります。本当のところ、ところがやはり負担しなければいけない部分の自動販売機の設置でありますから、なかなか難しい部分がありますけれども、ぜひ中村総務部長の力でこの災害が起きたときに市民の皆さんが安心できる避難施設をつくっていただきたいなと思います。総務省消防庁から第22回防災まちづくり大賞、これすごいことです。これ市長が受けたのではなく中村総務部長が受けたと同じなのです、総務省ですから。そこをやっぴり考えていただいて、避難所にしっかりと中村総務部長の思いを設置をしていただきたいことをお願いして、何か意見があればお答えを聞いて、終わりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

除排雪のあり方について外2件を、野田三樹也議員。

○3番（野田三樹也議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問させていただきます。

初めに、大項目1の除排雪のあり方について2点質問いたします。1点目に、今シーズンにおける除排雪の実施状況についてです。今シーズンの降雪量は去年よりも多いものの、平年比ではほぼ平年並みと見ておりましたが、12月と1月が多くなっていたのに伴い除雪出動回数は昨年度よりも多くなっており、特に交差点排雪の箇所がふえている状況になっておりますが、ことしの除排雪の実施状況についてお知らせください。

2点目にレンタル&ゴー事業についてです。この事業は、各町内会が行う除排雪に対して名寄市が重機を無償で貸し出す新事業で、ことしの2月に1つの町内会が作業を実施されましたが、実施成果についてお知らせください。

次に、大項目2の教育行政について2点質問いたします。1点目に、2020年度の英語教育導

入についてです。20年度から本格的に導入される新学習指導要領では、英語が小学校高学年の正式教科になり、一方では外国語活動は3、4年生に導入されることになっておりますが、小学校の現職教員の多くは教職課程で英語の指導方法を学んでいないなど、教員の多くは不安を抱えており、道教委では2014年度から道内全ての小学校で英語指導を中心に担う教員の育成を5カ年計画で進めておりますが、それと同時に導入に当たって保護者に対しても理解をしてもらうことが必要だと考えておりますが、本市としての考えをお聞かせください。

2点目に、児童生徒に対する情報モラル教育についてです。現在においては、インターネットが普及しており、多くの児童生徒が携帯電話を持ち、利用している状況になっておりますが、近年ではインターネットトラブルが多発し、犯罪に巻き込まれるなどの事案が発生しており、特にインターネット上でのいじめも多発しておりますが、児童生徒をインターネット上でのトラブルから守るためにも本市としての取り組みについてお知らせください。

次に、大項目3の名寄市における定住促進について3点質問します。1点目に、人口流出の現状と今後の取り組みについてです。現在においても就職や転勤、そのほかにも高齢になりひとり暮らしも大変なので、地方に住んでいる子供のところに行くなどの理由により人口流出が続いておりますが、本市における人口流出の現状と流出を防ぐための取り組みについてお知らせください。

2点目に、若者に対する定住についてです。現在においても地元で自分のやりたい職種がない、都会に行き自分の夢をかなえたいなどを理由に地元を離れる傾向が続いておりますが、少しでも多くの若者に定住をしてもらうためにも若者に対しての就職支援や魅力のあるまちづくりは必要不可欠だと考えておりますが、本市としての考え方についてお知らせください。

3点目に、名寄市立大学との連携についてです。本市には大学があり、人口流出を防ぐためにも学生の卒業後の地元就職の支援や地元住民とのかかわりを持ち、本市の魅力を感じてもらい定住につながるっていくことも必要不可欠だと考えておりますが、大学との連携についての本市の考えをお聞かせください。

以上をもちましてこの場での質問とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 野田議員からは、大きな項目で3点御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については教育部長から、大項目の3、小項目1については企画担当参事監から、小項目2については営業戦略室長から、小項目3については大学事務局長からそれぞれ答弁を申し上げますので、よろしくお願いたします。

初めに、大項目1、除排雪のあり方について、小項目1、今シーズンにおける除排雪の実施状況について及び小項目2、レンタル&ゴー事業についてを関連がございますので、一括で申し上げさせていただきます。本年度の除排雪事業につきましては、いかなる状況にも即座に対応できるよう約2週間契約を早め、10月17日から事業を開始したところです。前年度は、11月に降雪量が200センチを超えましたが、3月までの累積降雪量では654センチと近年の中では大変雪の少ない年でありました。本年度は、10月から11月にかけては降雪はあったものの、穏やかな天候に恵まれた期間となりましたが、12月から2月にかけては急速に発達した低気圧や強い寒気の影響を受け、2月末の累積降雪量は前年度同月の594センチを大きく上回り、既に709センチとなっており、比較では2割ふえている状況でございます。最大積雪深では140センチ、前年度同月比97センチでございます。4割増しの積雪に、平年値の86センチと比較いたしましても6

割増の深さとなっております。生活道路排雪におきましては、名寄地区では昨年より2日早め、1月4日からスタートをし、2月10日に終了しています。また、風連地区では6日早め、1月12日からスタートし、1月29日に終了したところであり、前年度同様の日程で無事終了していません。幹線道路排雪では、委託業者により3回程度排雪を行うなど雪の多い年ではございますが、計画的に排雪作業を行ってきたところです。しかし、前年度と比較しますと名寄、風連両地区での除雪出動回数は約10日ほどと多くなっており、市民にとっては毎朝の雪はねが続き、不安が募る年であったと感じているところです。

今シーズンについては、通常の除排雪委託業務のほかに道路センター職員による直営班の作業により、本年度導入しました排雪ダンプや除雪グレーダー、北海道から購入しました小型ロータリー車などにより機動力と機械力が上昇したことに伴い、前年度210カ所だった交差点のカット排雪箇所が本年度では委託業者で331カ所、直営班では144カ所と降雪、積雪が多かった割には数多く実施できたところです。また、委託による排雪の作業完了後も直営班により生活道路の積み込み排雪を進めてまいりましたし、狭い場所については小型ロータリー車で道路幅員の拡幅作業を行い、市民の安全、安心な道路空間の確保や生活空間の快適度向上に努めてまいりました。引き続き残る期間しっかりと除排雪事業の推進を図ってまいります。

また、本年度新規施策であるレンタル&ゴー事業につきましては、複数の町内会から興味、関心を寄せられたところですが、本年度は旭栄区町内会での実施となり、報道等にもありましており2月に1回目を終了したところです。成果といたしましては、町内会のタイミングで実施できることや間口や道路拡幅など町内会の希望に沿うことができるといったメリットはあるものの、運転手の確保や作業運転にふなれで運用に支障が出るな

ど課題も見えてきております。3年間のモデル事業として本年度は初年度となるため、今後におきましては実施町内会から総括的な御意見を賜り、しっかりと検証した上で次年度の事業へ生かし、利用しやすい事業としてまいりたいと考えているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 私からは、大項目2、教育行政についてお答えいたします。

初めに、小項目1、2020年度の英語教育の導入についてですが、平成20年に改正された現行の学習指導要領では小学校において外国語活動を新設したり、中学校の外国語の授業時数や指導する語数をふやすなどして外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションをとろうとする態度の育成に努めてきました。しかし、学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会教育課程企画特別部会などにおいて小学校5、6年生外国語活動については外国語を使った音声中心の活動が中学校進学後の外国語の学習に生かされていない状況があること、また中学校においては国語と英語の音声の違いや英語の発音とつづりの関係を理解することが不十分であることなどの課題が指摘されました。このようなことから、平成32年度から実施されます新学習指導要領におきましては、小学校3、4年生から聞く、話すを中心とした外国語になれ親しむ外国語活動を年35時間、5、6年生は聞く、話す、書く、読むの4技能を総合的、系統的に扱う教科、外国語を年70時間行うこと、中学校においてはより具体的で身近な話題についての表現や簡単な情報交換ができるコミュニケーション能力を養うための学習活動を重視することなどの改善が図られました。その後文部科学省においては、平成29年7月通知「小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」において、移行期間であります平

成30年度、31年度について最低限小学校3、4年生の外国語活動を15時間、5、6年生の外国語を50時間確保することが示されました。

本市においては、文部科学省が示した移行期間における時数を踏まえつつ、校長会や名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって、移行期間における授業時数や時間割りの編成などについて検討してきました。その結果、本市の小学校においては中学校や高学年との接続に十分配慮することが重要と考え、日課を見直したり、朝や放課後の時間を有効に活用するなどして平成30年度から35時間の3、4年生の外国語活動、70時間の5、6年生の外国語の授業時数を確保し、先行実施することにいたしました。

このような学習指導要領の改訂に伴う外国語活動、外国語の改善については、保護者、地域の方にも理解を深めていただくことが重要なことから、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって保護者向けのリーフレット「次期学習指導要領の改訂に伴う外国語活動及び外国語科（英語）について」を作成し、配布しました。リーフレットには、学習内容やテストの有無、通知表の評価の仕方などについてQアンドA形式で記載されています。新年度においても参観日の懇談や家庭訪問で説明するなどして保護者の理解が得られるよう活用してまいります。今後教育委員会といたしましては、各学校における英語教育の充実を図るため外国語活動や外国語に関する児童用冊子や教師用指導書、デジタル教材などが効果的に活用されるよう名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって、年間指導計画や時間割り編成の改善、アクティビティーの研究等を推進してまいります。

次に、小項目2、児童生徒に対する情報モラル教育についてですが、近年のスマートフォン等の急速な普及は高い利便性をもたらす一方、児童生

徒がネット詐欺や不正請求、出会い系サイト等に起因した犯罪被害に遭うことなどインターネット上のさまざまなサービスに係る問題を生み出しております。本市におきましては、名寄市小中学校生徒指導連絡協議会が平成28年6月に小学5、6年生以上の児童生徒を対象に行った携帯、ネットに関するアンケート調査結果から、自分専用の携帯電話やスマートフォンなどの端末を所有している割合が小学生で28%、中学生で54%という現状にあります。また、携帯電話などでトラブルや困ったこと、心配なことがあるとの回答が小学生で9%、中学生で2%報告されました。その内容は、ワンクリック詐欺に遭いそうになった、無言電話、悪口を書かれたなどでした。

このような現状を踏まえると、児童生徒一人一人に発達段階に応じた情報モラルを身につけさせるとともに、子供たちがネットトラブルに巻き込まれないように保護者や周囲の大人が正しい情報を持ち、守るべきルールについて親子で話し合うことも必要であります。このため学校においては、授業における指導はもとより、関係機関や家庭、地域と連携し、発達段階に応じた情報モラルを取り扱った指導を行っております。小学校では、総合的な学習の時間においてインターネットや携帯電話の使い方を指導したり、学級活動の時間においてネットトラブル等の危険について指導しております。中学校では、これらに加えて技術・家庭科の技術分野において著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えさせる指導をしております。また、名寄警察署や名寄市消費生活センター、携帯電話キャリア会社等と連携を図り、児童生徒や保護者を対象としたネットトラブルの怖さやインターネット使用上のルールなどを学ぶ講演会を実施しております。

一方、青少年センターでは、地域で開催される安心会議や各種協議会において市内におけるフィルタリングサービスの現状等の情報を提供し、課題意識の共有化を図っております。さらに、家庭

での話し合いを促すために、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないためのポイントなどを掲載した啓発用のリーフレットを全市全戸に配布しております。教育委員会といたしましては、今後とも学校や地域、家庭と連携を図りながら児童生徒が情報機器の正しい利活用と情報に対する確かな判断力を身につけ、安心、安全な環境のもと成長できるよう努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松岡企画担当参事監。

○参事監（松岡 将君） 私からは、大項目の3番、名寄市における定住促進について、小項目の1、人口流出の現状と今後の取り組みについて答弁いたします。

本市における人口流出の現状としましては、平成19年度から28年度までの10年間の転出数の平均としまして1年当たり約1,700人程度の転出となっており、転入者数との差し引きであります社会減の平均としましては毎年200人強の転出超過となっております。転出の理由といたしましては、若年層においては進学や就職、現役世代の転職、転勤、また高齢者においては施設の入所や親族を頼っての転出などさまざまな原因となっております。こういった状況に対応するため、平成27年10月に名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、産業振興や雇用の場の創出、観光施策やスポーツ合宿、大会の誘致を通じた交流人口の拡大、子育て家庭への支援、高齢者が活躍できる環境づくり、自治体間の連携、大学を生かしたまちづくりと大学生の地元定着に向けた取り組みなど施策を推進することで、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生していくこととしております。

以上、私からの答弁となります。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、小項目2の若者に対する定住について申し上げます。

先日市内の高等学校におきましても卒業式が行われましたが、ハローワークなよろ管内のここの春の新規学校卒業者は613人で、そのうち就職を希望していた者は1月末現在であります、157人となっており、就職希望者以外の多くは進学等でこの地域を離れていきます。また、就職希望の157人においても管内での就職希望者は80人で、半数近くはこの地域を離れることを希望している状況があります。同じく1月末現在の名寄市を就業地とした内定状況につきましては28人となっており、本市での求人数が100人ある中では希望職種や労働環境のミスマッチが生まれている状況がうかがえるところであります。

本市では、就職支援として就職への心構えと地元の企業を知ってもらうための高等学校卒業生向けの企業説明会や企業見学会を土別市、ハローワーク、上川教育局、上川総合振興局等と連携し、実施しております。今年度も企業説明会は参加企業45社のもと学生が102名の参加、企業見学会は地域企業3社を26名の学生がそれぞれ7月と8月に実施してきております。今後もこのような支援を実施するとともに、都市部との労働環境の差を縮めていけるよう事業所に対しましても協力をお願いしていきながら、若年層の定着に向けた取り組みを進めてまいります。

また、進学等で地域を離れた方にも就職活動の選択肢として地元企業の紹介ができるよう市内商工団体と連携しながらシステムづくりを行ってまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 私からは、大項目3、名寄市における定住促進についてのうちの小項目の3、名寄市立大学との連携について申し上げます。

大学としての取り組みは、名寄公共職業安定所、経済部営業戦略室と大学キャリア支援センターの3者で名寄市立大学人材定着推進会議を設置し、

名寄市立大学の学生に対し市内への就業及び定着に向けた取り組みを進めております。あわせて卒業生が本市に定着することを推進するため、名寄市立大学地元定着化推進事業を平成28年度から実施をしており、平成28年度の卒業生は地元就業支度金助成事業、奨学金返還支援事業に延べ29人が該当し、24人が本市に就業しております。

なお、今年度の卒業生は現在のところ8名が市内の事業所等に就職する見込みです。

人材定着推進会議では、市内事業所の企業説明会を大学内で開催し、学生の進路選択肢として市内事業所に目を向けさせる機会を提供しており、今後も事業所の協力を得ながら継続をしていくこととしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、今シーズンにおける除排雪の実施状況についてですけれども、今シーズンの排雪は昨年より雪が多く、特に交差点の雪山が高くなり、市民からは交差点排雪の基準はどのように判断を行っているのかなど声を聞かせていただきました。先ほどの答弁の中にも今回委託による交差点排雪、直営班による交差点排雪がかなり今シーズンはふえているということで、その分だけ市民も非常に不安なところもあるのかなと思って聞かせていただいたところなのですけれども、その判断基準というのはどのような形になっているのか、どのように実施しているのか、改めてちょっとお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） ただいま交差点のカット排雪の関係で再質問いただきました。ここで、大変申しわけないのですが、先ほどの私答弁させていただいた中で1カ所数値の間違いがご

ございましたので、ちょっとこの場で訂正お願い申し上げます。

先ほど野田議員より交差点カット排雪の箇所数の御質問をいただきました。私直営班での排雪箇所144カ所と申し上げましたけれども、114カ所ということでございますので、御訂正よろしくお願いをします。多く申し上げてしまいました。大変申しわけございません。

それでは、再質問いただきました件で、交差点における排雪の基準のお尋ねを頂戴いたしました。除排雪の中で、御承知のように早朝まで約10センチ程度の降雪があった場合、除雪作業かかるというのはこれもう既に皆様御承知のとおりのできる体制をとって、市内一斉に作業にかかれるという体制をとってございます。そういった同じような基準といたしますか、数値化したものということになるかというふうに思いますけれども、なかなか交差点におきましてはそれぞれの交差点の状況、幅員、またその交差点、道路等の交通量、また学校が近ければ通学路とその年の降雪によりまして、また幹線道路の排雪時期などによりまして状況については本当にまちまちの事態がございまして、全体的な機械も含めて一斉に交差点对策というのはできないというのが現状でございまして、私どもパトロール体制の中や地域の皆様からあそこの交差点ちょっと危なくなりそうだなといった情報なども頂戴した中から、当然現地等の確認を重ねながら適宜判断をさせていただきながら対応をさせていただいているところでございます。繰り返しになるのですが、数多い交差点の対応でございまして、できるだけ効率よく、順序よくといたしますか、いった中での努力をしながらさせていただきたいというふうに考えてございますので、とりわけ委託をしながら業者の方々の委託業務、そしてお話ございました直営班の作業で相当努力をさせていただいているつもりでございまして、決していかなるシーズンであっても十分なものというのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、常にそのことは肝に銘じながら作業に当たりたいなというふうに思っておりますので、その旨御理解いただければと思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。数値的に何センチとか、そういった基準はないということで、車の通り、歩行者の通りが多い場所だとか、通学路だとか、あと市民から情報を得たり、パトロールを経たりして、排雪する関係なども通じてそういった判断で行っているということなので、その点については私も理解をしたいと思います。今後もそういった判断基準が非常に大切になってくると思うのですが、何せかせ自然相手の作業となると思っておりますので、市民が安心して冬期間を過ごせるように今後も取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

そのほかにもことしという言い方は変なのですが、以前からもやられていたと思うのですが、直営班ですか、特に今シーズンにおきましては砂まきの散布車導入に伴い4トンダンプトラックがあいたのと、あと小型ロータリー車を導入したということで機動力が非常に上がったと思うのですが、私もその機動力を目の当たりにしてすごく成果が出ているのではないのかなと感じ取ったところなのですが、今シーズンは特に、直営班による除排雪の成果について、ちょっと改めてお知らせいただきたいと思っております。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 改めて道路センターの直営班、直営班という名称正式なものではないのですが、私ども業務の中で通常そのような言い方をさせていただいております。職員体制5名で現在作業に係ってございまして、夏冬問わずということなのですが、夏であれば道路の維持管理や補修作業などに当たってございまして、とりわけ即時にといたしますか、緊急性の高い作業等

について常に対応する作業をさせていただいているところがございます。とりわけ今シーズンの冬の作業につきましては、今野田議員からお話ございましたとおり大変小型ロータリー車を中心といたしまして機械力アップして、複数班の体制を組むことができました。そういった中で、これ私どもも改めて認識したのですが、小型ロータリーというどうしても歩道の除雪ということがいつももう頭にあったのですが、それぞれ職場の中で知恵を出していただいて、時には道路の幅員の確保のためのカット排雪に走るだとか、そういった臨機応変な対応というか、活用方法、そして天候に応じて通常の委託業務でなかなか手の回らないというか、作業の後のフォローといえますか、そういったところも含めて、何とかこれまでも私どもも努力をしてきたつもりだったのですが、今シーズンさらに手をかけることができたというところで、今回今年度取り組んだ中でしっかりと今シーズンの成果もあるでしょうし、課題もあるかというふうに思っておりますので、通常の委託業務との間での臨機応変な作業の内容、そしてさらにこういったところに重点を置くべきか、さらにそういったこういったところに改良を加えるべきかということは今後しっかりと考えていきたいというふうに思っていますし、市民の皆様からも時にはもう緊急で頼むといったような事態もあったときも少なからず対応できた部分もあったかなというふうに思っておりますので、さらに努めてまいりたいなと思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。本当に私自身も直営班の機動力というのは非常に重要だなと実感しましたので、これからは直営班による緊急対応が最大限に発揮できるように取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

そして、次に移らせていただきたいと思うのですけれども、レンタル&ゴー事業についてなのですけれども、ことしから3年間のモデル事業として取り組んでいかれると思うのですけれども、ことしが初年度ということもあり、今回1回目実施されたわけなのですけれども、実施された中で町内会の意見を参考にして、町内会で利用しやすい事業として進めていく事業だとは考えているのですけれども、改めて今後の進め方についてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 天野建設水道部長。

○建設水道部長（天野信二君） 今野田議員から御指摘ございましたとおり、今シーズンモデル事業としての初年度ということで、1町内会が2月に取り組みをしていただいて、できればこの3月にももう一回というようなお話がございまして、しっかりとした総括的なものというのはこの後になるのかなというふうには思っておりますけれども、後日今回取り組んでいただいた町内会からの御意見、御指摘などもしっかりといただいて、次年度につなげていけるよう、よりよいものにしていきたいなというふうに考えてございます。

今時点で町内会の方々の声としては、手なれた運転手の確保、この部分がやっぱり課題だなというふうに言われておりますので、しっかり検証してまいりたいと思っておりますし、私ども担当が町内会の方々からいろいろお伺いしている中では、まさに運転はなれていないのだけれども、協力しますよといった方が10名ほど名乗りを上げていただいたとか、その町内会の近くに民間の除排雪をお仕事にされている業者からうちの堆積場に雪入れていいよといったお話があったりだとか、町内会の役員の方が独居老人の方々に排雪作業をどうだいといった声かけだったりだとか、そしてまた来年取り組んでみたいという町内会の代表の方がそういった作業を視察というか、ごらんいただいたりだとか、そういった面なども成果の一つになっていくのではないかなという期待をしています。

ので、今後私どものほうしっかりと町内会の御意見を踏まえてまいりたいと思っていますので、御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。私自身もこのレンタル&ゴー事業というのは今後非常に重要なものになってくるのではないのかなと思っていますので、これは各町内会が本当に注目して今後を見ていくのではないのかなと思っていますので、各町内会が利用しやすいように取り組んでいただくことをぜひお願ひしたいと思います。

そして次に、2020年度の英語教育導入についてなのですが、20年度導入に伴い現在において時数を確保することも問題視されているとお話をお聞きしているところなのですが、今後どのように確保していくのか、ちょっと改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたとおり、時数確保というのは大変課題であります。時数を確保するために、時間割りの編成の工夫等についてでありますけれども、文部科学省では5、6年生の外国語の教科に伴い小学校高学年において年間35時間増加となる時数を確保するために弾力的な授業時間の設定や時間割り編成をする必要があるとの考え方を示しております。具体的には、各学校において地域や各学校の実情に応じて、例えば夏季、冬季の長期休業中や土曜日に授業を行うなどして外国語の指導時数を確保することが求められているところであります。

本市の各小学校におきましては、外国語の授業時数を確保するために校長会や教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって検討し、夏季、冬季の長期休業期間や土曜日に授業を行うのではなく、朝学習の時間を活用したり、清掃の時間を短縮して週に7

時間授業とするなどして年70時間の外国語の指導時数を確保することとしているところであります。今後教育委員会といたしましては、各小学校に児童の生活や学習のリズムを維持しつつ、学校の規模や実態に応じて指導時数を確実に確保するよう指導、助言するとともに、名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究の充実に関する研究グループが中心となって教員の外国語に関する指導力や英語力が高まるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。今後将来的には、本当に英語というのは必要不可欠なものになってくると私自身確信しているところであります。そこで、児童が将来に向けてせっかく習った教育、英語力が発揮できるように今後も取り組んでいただくことをぜひお願ひしたいと思います。

次に、児童生徒に対する情報モラル教育についてなのですが、皆さんも御存じだと思うのですが、ことしの2月から18歳未満の子供たちを守るために、改正青少年インターネット環境整備法が施行されました。このことについて本市としてどのように認識をされているのかお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） ただいま質問ありました青少年インターネット環境整備法の施行についての本市の認識ということであります。平成21年に青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境をつくるため青少年インターネット環境整備法が施行されました。その後制定時に主に流通していた従来型の携帯電話を想定した措置では対応困難なスマートフォン、携帯電話回線を利用するタブレット等の機器やアプリケーション、公衆無線LAN経由のインターネットの利用が急速に拡大し、青少年をめぐるインターネット環境が大きく変化したことから、本年2月に一部

改正がされたところであります。

主な改正といたしましては、18歳未満の子供がスマートフォンなどを購入する際、有害サイトなどのアクセストラブルから子供たちを守るため、フィルタリング機能を設定し、販売することが携帯電話会社や契約代理店に義務づけられたところであり、青少年センターでは、毎年北海道青少年健全育成条例に基づきながら北海道より立入調査員の委嘱を受け、名寄市内の携帯電話やスマートフォンの販売店に立入調査を実施して、契約時における年齢確認やフィルタリングの利用状況と周知の徹底について確認を行っているところであります。今後におきましてもフィルタリング機能の設定について引き続き調査を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

今回改正された法律は、あくまでも設定の義務化であり、保護者が拒否しない限り店側がフィルタリングを設定した上での販売を義務づけているという形になっております。私も子供を育てる家庭の一人としてなのですけれども、先月2月に実際に経験したのですけれども、仕事が終わって家に帰って、当然私も子供が携帯を持つことに関しては親がしっかり管理責任があると思っていますので、条件つきで携帯を持たせているところなのですけれども、うちの奥さんと私が2人で携帯を子供の目の前でちゃんとチェックをしているわけなのですけれども、ある日、先月、2月に私がチェックしたときに設定したはずのフィルタリングが解除されていたのです。なぜ、どうしたのだいと聞いたのです。そうしたら、うちの奥さんが子供にせがまれて、気をつけるからということでお店屋さんに持って行って設定を解除してしまったと。そうしたら、案の定やっぱり有害サイトのメールだとか、そういったものが大量に来ていたの

で、下の子も中学校に上がるので、やはり携帯を持ちたいというので、改めて家で家族で話し合いをして、上の子供に対してはまた改めてフィルタリングをかけに行ったという経験もさせていただきました。その中において私感じたことは、やっぱり保護者が手の届く状況で管理してあげなければいけないと思いますので、これは保護者に対してもフィルタリングについての重要性を知ってもらうことが重要だなと思ったところなのですけれども、何か保護者に向けての取り組みは行っているのか、ちょっと改めてお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 議員からありましたように、保護者の対応、先ほどの高橋議員からもありましたとおりそこは大変重要というふうに考えているところであります。そこで、保護者に向けての取り組みについてでありますけれども、児童生徒がネットトラブルに巻き込まれないためには、保護者や周囲の大人がモラルやマナー、危険を回避するための情報や知識を持って、フィルタリング機能の重要性をしっかりと認識して、児童生徒の安全を守っていかなければならないというふうに考えているところであります。そのため青少年センターでは、関係機関と連携しながら、1月にネットトラブル注意啓発用チラシを全戸配布し、広く周知しているところであります。また、青少年インターネット環境整備法改正についてのパンフレットも作成し、保護者や地域で開催される安心会議、各種協議会において情報提供をする予定となっているところであります。今後におきましても児童生徒がインターネットを介して犯罪などのトラブルに巻き込まれたりしないよう、学校、教育委員会、地域、保護者が一体となって連携を図りながら、子供たちが犯罪に遭わない、起こさないよう安全確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

した。フィルタリングについては、やはり子供の感覚というのは全てにおいて使えなくなるという認識が多いところなのですけれども、設定によってはラインだけを使えるようにしたりだとか、そういった細かい設定ができるということなので、やはり保護者もそういった重要性をしっかりと知っていただくことが重要なのかなと思います。やはり子供たちを守り育てていくのには、保護者と学校で、そして行政との連携が重要だと考えておりますので、これからも情報モラル教育について取り組んでいただくことをぜひお願いしたいと思います。

そして次に、最後になりますが、名寄市における定住促進についてなのですけれども、今後の定住促進を進めていくためにも若者や高齢者に対しての住みやすく魅力のあるまちづくりは私自身も重要な課題だと考えております。そこで、以前に私在学习中の大学生から直接お話聞くことができたのですけれども、今回市内に就職される方は数名いるということなのですけれども、そういった就職を目的として頑張っている生徒たくさんいると思うのですけれども、逆に私自身というか、学生自身の生まれ故郷がすぐ名寄市のそばにあると。だから、車だろうが、JRを使おうが、もうすぐ行き来ができるので、名寄に定住してもいいと。この名寄市というまちが非常に好きだと、定住したいとお話聞きました。でも、在学习中に取った資格を生かした就職先がないというのです。やはり定住するためには当然仕事をしなければいけない、生活していくのに。そのことに関して就職先が非常に困っているというお話を聞かせていただきました。これも人口流出を防ぐためにも在学中の生徒が卒業後は定住するきっかけとなるように、このような悩みを抱えている学生に対しても何らかの支援が必要なのではないのかなと考えているところなのですけれども、改めてこの点についての本市のお考えをお知らせください。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 卒業生が一人でも多く名寄に残っていただくことを念頭に、人材定着化推進会議、あるいは地元定着化の促進事業をつくったところでもあります。一連の取り組みの中で市内の企業ですとか事業所を紹介する名寄の仕事というようなものを実施しておりまして、そこに多くの学生が参加をして市内の就業につながるように制度の普及に努めているところです。この制度はまだ2年目ですので、これからより発展させるといいますか、積極的にPRをして進めていきたいなと思っております。

また、学生への支援、主にサポート支援ですけれども、学内にキャリア支援センターというのをつくっておりまして、そこに学科からの教員、あるいは専門の相談員2名を配置をしておりまして、主にそこと連携を図りながら学生と相談、指導なんかをしておりまして、いずれにしましても定住していただくにはやっぱり雇用の場と魅力あるまちづくりというのですか、そういうもの一体が必要になってきますので、それらの市の総合施策と連携をしながら大学としての取り組みを進めてまいります。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。

実際にそのように就職目的ではなくて、逆に名寄のまちが非常に好きだと。これはすごくうれしいことであって、今の現在の人口流出に歯どめをかけるきっかけにもなってくるので、非常にうれしいことだと私自身強く思っているところなのですけれども、実際にこのような逆に定住を目的とした悩みを抱えている学生がいるということは、実際にいるのですけれども、そういった状況を大学側として把握しているのか、ちょっと改めてお聞かせください。

○議長（黒井 徹議員） 松島大学事務局長。

○市立大学事務局長（松島佳寿夫君） 今回の通告を受けまして、先ほど申しました支援センター

に所属している専任の相談員、あるいは社会福祉なり栄養の先生に相談をして聞いてみましたところ、全部の学生とコンタクトがとれているわけではないのですけれども、現在のところ議員がおっしゃられたそのような話というのは聞いていないということでしたので、もしそういう例があるならば後ほどお教えいただいて、支援センターと連携をとりながらサポートしていきたいと考えております。

○議長（黒井 徹議員） 野田議員。

○3番（野田三樹也議員） ありがとうございます。また時間がありましたら、ぜひゆっくりとお話を、そして情報交換したいなと思います。

今後もそういった悩みを抱えている学生がいるというのは事実でありますので、定住促進につながっていくように、非常に全学生からいろいろと聞き取りなど、そういったこと、状況は難しいと思うのですけれども、できるだけ努力をして、いろいろな角度から見て、状況を把握して取り組んでいただくことをこれはもう強くぜひお願いをいたしまして、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 以上で野田三樹也議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時15分

○議長（黒井 徹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小中学生のスポーツ振興とスポーツ意識の醸成について外2件を、塩田昌彦議員。

○10番（塩田昌彦議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い順次質問をします。

大項目の1、小中学生のスポーツ振興とスポーツ意識の醸成について、小項目の1、2020東京五輪、パラリンピックマスコット投票の参加状況及び小学生のスポーツ意識の変化についてお伺

いをいたします。先月冬季オリンピック平昌大会が開催され、日本選手団は長野オリンピックを上回る13個のメダル獲得、競技選手の互いをたたえ合うエピソードなど感動を与えてくれました。改めて世界を一つにする世界最大のスポーツの祭典であるオリンピック、パラリンピックのすばらしさ、理念に敬意を表するものであります。

2020年オリンピック、パラリンピック東京大会の開催が決定され、日本全国が歓喜いたしました。そして、大会を盛り上げるマスコットの決定を全国の小学生に委ねる史上初の試みとして小学生の投票が実施されましたが、本市の参加状況と参加した小学生の受けとめなどお知らせください。

小項目の2、中学生の運動部活動のあり方など部活動指導制度の取り組みについて。平成29年4月から部活動指導員の制度が始まりました。制度化した背景には、教員の働き方改革、運動部活動担当教員のうち競技経験がない教員の割合が日体協の調査で全国で49%に上るなど、指導による教員の心理的負担の軽減、部活動の質的向上が挙げられています。

ここで、お伺いいたします。市内小中学校での部活動指導制度の取り組み状況など実態はどのようになっているのかお知らせください。

次に、大項目の2、農業行政の取り組みについて、小項目の1、農業支援制度に係る地域おこし協力隊など農業後継者対策の現状についてお聞きをいたします。名寄市は、地域おこし協力隊制度の導入から5年が経過、これまで平成25年、26年には計画どおりそれぞれ2名を採用、3年の研修を終え、新規就農につながるなど一定の評価が得られています。しかし、27年度以降募集業務に苦慮する状況が続いており、都市部での説明会や相談会において募集につながる対策などどのように講じているのか、現状と今後の対応や見通しについてお知らせください。

小項目の2、道北農業担い手対策に係る農業担

い手海外派遣事業についてお聞きをいたします。本事業は、地域農業の担い手として国際感覚を持ち、広い視野で農業を捉えていく力を養うなど農業後継者の育成を目的に産業高校酪農科学科の生徒を海外研修として台湾に派遣し、虎尾高級農工職業高校の生徒と交流を初め、さまざまな研修を通して農作物の栽培技術、食文化の違いなど進めてまいりました。また、農産物輸出に向けた海外ニーズの把握につなげるため、これらの経験が農業者としての視野を広げ、将来的に名寄市を初め道北地域の農業振興に貢献するものとし、事業期間3年をめどに道北農業担い手育成対策協議会が実施主体となり、台湾派遣研修を行い、今年で当初計画の3年が経過いたしました。本事業の成果や課題など、どのような検証が行われたのか、また今後の対応などについてお知らせをください。

小項目の3、酪農振興について。現在家畜飼育農家の労働負担軽減と優良育成牛の確保を図ることを目的に公共牧場が開放されていますが、牧場2施設の管理運営及び受け入れの状況についてお知らせください。

次に、大項目の3、地域経済の活性化と中小企業の振興についてお聞かせください。小項目の1、ものづくり補助金の運用に係る中小企業の設備投資支援についてお聞きをいたします。国は、今国会において生産性向上特別措置法案を提出し、中小企業が老朽化した設備を更新し、生産性を高め、経営の後押しをする対策を講ずるとしております。中小企業支援強化策で設備投資を支援するものづくり補助金の予算規模を拡大するものであり、今国会の予算特別委員会では世耕経済産業大臣が制度の必要性と重要性について述べております。特例措置法では、市町村が固定資産税を3年間免除する措置を講ずることとしています。国の想定するスケジュールでは、5月に法案の成立、公布が行われ、6月の施行に伴う事前公募、7月に採択、そして交付決定という流れになっております。したがって、ものづくり補助金の優先採択に向けて

名寄市として幾つかクリアをしなければならない事項がありますが、補助金の採択を受けることは名寄市の中小企業にとって今後の経営における重要な意味をなし、かつ地域経済の活性化に大きな役割を果たすことと思っておりますが、名寄市の対応についてお聞きをお聞きをいたします。

小項目の2、中小企業振興対策の推進に向けた基本条例の制定についての考えについてお尋ねをいたします。名寄市は、地域経済の発展、推進のため中小企業振興条例を制定し、中小企業等の企業経営のための必要な助成と振興を図ってきておりますが、中小企業振興に向けての基本理念や事業計画の策定など、基本的施策、基本方針を規定するに至っておらず、精神論を規定する名寄市中小企業振興基本条例を制定するお考えはあるのかどうかお聞きをいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川 勇人君） ただいま塩田議員からは、大項目で3点にわたり御質問をいただきました。大項目1は私から、大項目2は経済部長から、大項目3は営業戦略室長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大項目1、小中学生のスポーツ振興とスポーツ意識の醸成についてお答えいたします。初めに、小項目1、2020年東京五輪、パラリンピックマスコット投票の参加状況及び参加したことによる意識の変化についてですが、オリンピックは世界中のアスリートが競い合う姿を目にすることから、自己ベストを目指して努力することのとうとさ、スポーツを通じて世界の人々との友情を深めたり、互いに尊重し合う心を高めるきっかけとなります。また、さまざまな障がいのあるアスリートが創意工夫を凝らして限界に挑むパラリンピックは、多様性を認め、誰もが個性や能力を発揮し、活躍できる共生社会の重要性を学ぶきっかけとなります。東京オリンピック・パラリンピック競技

大会組織委員会においては、2020年東京オリンピック、パラリンピック大会の成功を通じて未来を担う子供たちに自信と勇気、多様性の理解、主体的、積極的な社会参加を育むため、東京2020教育プログラム「ようい、ドン！」による取り組みを推進しております。東京2020教育プログラムの一つでありますマスコット投票は、クラスで1つのマスコットを選ぶ活動を通じて、2020年東京オリンピック、パラリンピック競技大会への参加意識を啓発し、関心を高めるための取り組みであります。

本市の小学校においては、マスコット投票時の教師用指導案やマスコット候補の動画などを活用し、それぞれのマスコット案について4つの視点、オリンピック、パラリンピックの理念や価値が反映されているか、2つ目、東京や日本らしさを感じるか、3つ目、個性的でデザインがすぐれているか、4つ目、多くの人に好まれるかに沿って話し合い、1つのマスコットを選ぶ活動を行いました。その結果、オリンピック、パラリンピックのスポーツを通して心と体を鍛え、世界中の人と交流して世界の平和に貢献するという理念や大会マスコットの役割について理解を深めることができました。

次に、小項目2、中学生の運動部活動のあり方など部活動指導員制度の取り組みについてですが、まず本市の中学校における部活動の現状と課題についてお答えいたします。中学校における部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等に資するものであり、学校教育活動の一環として教育課程との関連を図ることが求められております。そのため本市の各中学校においては、校内組織に部活動委員会を位置づけ、指導方針や活動の決まり等について共通理解を図ったり、定期的に顧問会議を開催して各部の活動状況等を確認するなど、学校全体で組織的に活動の充実に努めております。部活動を実施するに当た

っては、家庭、地域との連携、協力が不可欠であることから、地域や学校の実態に応じ地域の人々の協力を得たり、各種団体等と連携しながら進めております。また、保護者会等を設置し、指導方針や活動状況等について理解と協力を求めるなど学校と家庭が一体となって部活動の充実に努めております。

本年度本市の中学校においては、学校の規模にもよりますが、野球、バレーボール、バドミントンなどの運動部活動が1から13部設置され、市内全生徒の61.2%が加入しております。運動部活動の課題といたしましては、教員が放課後の部活動指導に時間を過度に費やすこと、授業準備や教育相談、生徒指導などの校務に支障を来すこと、土日に開催される大会等への引率は教員が行っていることから、指導に当たる教員の負担が大きいことなどが挙げられております。このため各中学校では、定期的に部活動休養日を設定したり、できる限り複数の教員が指導する体制を整えたりしております。

また、教員とともに部活動の指導に当たる外部指導者につきましては、現在3校、5つの部活動で10名の方に活躍していただいております。具体的には、柔道、剣道、野球、スケートなどの部活動においてその種目の専門性を有する地域の方々に協力をいただいております。外部指導者を活用していない1校は、地域にその部活動指導に当たる人材がいないことから外部指導者の活用には至っておりません。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 続いて、大項目の2、農業行政の取り組みについて、初めに小項目1の農業支援員制度に係る地域おこし協力隊など農業後継者対策の現状について申し上げます。

当市における地域おこし協力隊、農業支援員の募集につきましては、平成25年度よりその取り組みを開始してございます。募集活動については、

北海道農業担い手育成センター主催の北海道新規就農フェアや北海道とNPOふるさと回帰支援センター共催で実施をされた北海道地域おこし協力隊合同募集フェアなどへの参加のほか、市のホームページを初め友好交流都市であります杉並区でのポスター掲示やパンフレットの配布、農業系の高校、大学などでのPR活動などを行ってまいりました。また、本年度は新規事業であります農業体験実習事業を活用して、まずは実際に当市にお越しをいただき名寄の農業や環境、魅力などを体験いただくよう御案内をさせていただきました。

農業支援員の委嘱についてでございますが、毎年2名ずつ、3年の任期でございますので、年間最大6名の農業支援員確保を目標として取り組んでおりまして、平成25年度、26年度に各2名、平成29年度に1名の委嘱をさせていただいたところでございます。農業支援員のうち既に4名の方につきましては3年間の任期を終えており、うち2名につきましては今年度より当市において新規就農に至ってございます。

地域おこし協力隊制度につきましては、平成28年度の実績で全国886カ所の自治体で取り組むなどその活用がふえており、それに伴いまして応募者の選択肢も広がり、支援員の確保は厳しくなっておりますが、当市におきましてはJOIN派遣職員や移住事業と連携をし、情報共有を図るとともに、各種フェアなどにおける相談相手に対するメールや書簡などでのお礼や連絡に加えまして、農業支援員のパンフレットや農業体験実習事業の案内など事後の資料送付を含めましてきめ細かな情報提供と丁寧な対応に努めているところでございます。今後は、名寄市での研修、就農の姿が一層イメージしやすいガイドブックの作成など、よりわかりやすく、かつ具体的な情報提供と丁寧な対応に努め、農業支援員の確保を目指してまいります。

次に、小項目の2、道北農業担い手対策に係る農業担い手海外派遣事業について申し上げます。

農業担い手海外研修派遣事業につきましては、国際感覚を養い、幅広い視野を有する農業後継者の育成を目的としまして、名寄産業高校酪農科学科の生徒を対象に台湾への研修派遣に取り組む道北農業担い手育成対策協議会に対しまして平成27年度から29年度までの3カ年の支援事業として実施をしてまいりました。この3カ年の実績についてでございますが、派遣人数につきましては平成27年度が4名、28年度が8名、29年度が12名、合わせまして24名となっております、主な内容といたしましては虎尾高級農工職業学校生徒との交流や農家での作業実習、現地での日本産農産物の販売状況の視察、台湾の歴史や文化などを学ぶ貴重な機会として取り組まれてまいりました。参加した生徒からは、現地の生産現場から栽培管理における工夫や日本との違いを学んだこと、生徒間の交流では言葉の壁を越えて同年代同士の親交を深め友情が芽生えたなど国際交流の必要性を実感するよい機会となったなど、感想が報告されるとともに、学校といたしましては帰国後における生徒の国際交流に対する積極性や意識の変化等成長が見られるなど事業として一定の効果、役割を果たしたものと考えているところでございます。加えて、現在名寄産業高校におきましては、旭川農業高校との合同で台湾と人、物を通じた交流の検討が始まるなど新たな展開も生まれているところでございまして、当該事業は予定どおり3年間で一つの区切りと考えているところでございますが、この3カ年の成果と実績が産業高校の今後の活動に生かされるとともに、一つの契機として新たな取り組みにつながることを期待するところでございます。

次に、小項目の3、酪農振興について申し上げます。市営牧場につきましては、酪農家の労働負担の軽減、後継牛の育成確保を目的として市営牧野は旧名寄市が昭和39年に、母子里牧場につきましては旧風連町が昭和58年にそれぞれ開設をし、現在は繁殖、育成部門を専門に担う公共育成

牧場として市が設置を行い、JAが指定管理者として運営を担ってございます。市営牧場における入牧状況についてであります。入牧頭数は直近の3カ年平均で409頭、延べ頭数では5万1,293頭となっております。飼養環境の違いから市営牧場に偏った状況となっており、両牧場の平準化が課題となっております。合併以降この間2つの牧場のあり方が検討課題でございましたが、今後の推移見込みでは飼養戸数の減少は見込まれるものの、飼養頭数については経営体の規模拡大により維持される見込みであることと、またその規模拡大に伴いまして公共牧場の役割が一層求められること、さらには両牧場に対する生産者の理解と信頼も深まり、大きくは受精までの期間は市営牧場で、その前後の期間は母子里牧場でと両牧場の機能についてもすみ分けが進んでいますことから、これまでの老朽化等への対応に加えまして両牧場の機能が十分発揮できるよう計画的な施設の整備や草地更新などに努めてまいりたいと考えてございます。

以上、私から答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 私からは、大項目3、地域経済の活性化と中小企業の振興について、小項目1、ものづくり補助金等の運用にかかわる中小企業の設備投資支援について申し上げます。

生産性向上特別措置法案は、中小企業の生産性向上のための設備投資を促すことを目的とするもので、企業が収益向上につながる設備投資などの先端設備等導入計画を市町村に提出、市町村は新たに策定する導入促進基本計画に照らし導入計画を認定することで企業は国の支援を受けられる流れとなっており、地域の自主性のもとに生産性向上に必要な設備投資を加速させる仕組みとして、現在開会中の第196回通常国会において審議される予定となっております。支援の具体的な内容といたしましては、生産性を向上させる機械器具

等の設備投資に係る固定資産税額を3カ年市町村の判断によりゼロから2分の1で減免を行い、市町村減収分の75%を国が補填するといったものとなっております。また、固定資産税額をゼロに選択した市町村における中小企業につきましては、設備投資等を支援するものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金などの補助金が優先採択となり、さらには補助率も2分の1から3分の2に引き上げされるなど、設備投資を目指す中小企業にとって大きなインセンティブとなります。

ものづくり補助金は、本市においても平成26年度から10社が採択となっており、補助限度額が1,000万円となっていることから、合計で約7,000万円の補助金を受けており、設備投資を実施する上で大変有利な補助金であります。この補助金のインセンティブを当初から受けるためには、本法律が施行される6月に合わせ市町村税である固定資産税を減免するための条例整備及び市町村による導入促進基本計画の策定が要件とされております。さきに開催された経済産業省の説明会において、市町村条例の取り扱いについては総務省と協議中であり、基本計画の考え方等は制度設計中ということで、詳細は不明な点も多い状況ではありますが、名寄商工会議所及び風連商工会からも実施に向けた要望を受けており、また既に補助金の活用を検討している市内企業からも相談を受けております。これらの制度は、市内中小企業にとって大きな支援施策になると考えておりますので、国からの詳細な情報が得られ次第議会にも十分御相談させていただきながら、関係機関とも連携し、実施に向けて検討を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続いて、小項目2、中小企業振興施策の推進に向けた基本条例の制定について申し上げます。本市の地域経済を維持、継続していくためには、新たに事業を起こす者、新たに事業を引き継ぐ者、そして事業を継続していく者としての事業主、さ

らには各事業所で働く者としての労働力などの人材確保が喫緊の課題の一つとして考えており、これらを初めとした本市の課題解決に向けた取り組むべき施策を構築するためにも、中長期的な方向性を定めていく必要があると考えております。今後第2次総合計画中期計画の基本目標の一つである地域の特性を生かしたにぎわいと活力あるまちづくりの商業の振興、工業の振興、雇用の安定における具体的な計画事業にかかわる議論を行っていくため、関係機関、団体及び事業者などとの検討を行う機会がふえることから、本市における商工業振興に係るそれぞれの役割や理念等を含めた内容についても十分議論していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございます。時間の限り再質問をさせていただきます。

まず先に、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの投票の関係、すごく気にしていたところなのですけれども、報道によるとそれこそ全国で1万6,000校を超える学校、そして20万を超える学級でこのマスコット投票が行われたというふうに報道がありました。既に3つの選択肢のうちのAに決まったというふうなことで、これからそのネーミング等が決められるというところでもありますけれども、先ほどの御答弁で名寄市の小学校もしっかりこの取り組みを行ったというふうなことでありますし、安心をしているところでもあります。答弁の中で、子供たちのオリンピック、パラリンピック、スポーツに対する意識の高まりというふうなことでお話があったかなというふうに思います。この高まりといいましょうか、その辺具体的にどんなことがあったのか。私も幾つかの小学校には訪問をさせていただいて、子供や、それから学校関係者と若干話をさせていただいておりますけれども、その中でも本当に自分た

ちで決められるのだという喜びといいましょうか、そんなことも感じてきました。済みません。学校での高まりという部分でよろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 御質問にありました今回のマスコット投票におきましても、子供たちの意見とか、そういったことを含めてちょっと答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

参加した効果ということでもありますけれども、児童生徒からはオリンピックが開催される東京は名寄から遠く離れたところにあるが、日本で行われている実感を持ち身近になった、オリンピック、パラリンピックに自分たちも参加しているという気持ちになった、自分たちの意見も取り入れられるということがとてもうれしいなどという感想を持つなど、マスコット投票を通じて東京オリンピック、パラリンピックに自分たちもかかわったという、そういった実感を持つ子供たちが多く出たということでもあります。また、指導した教員からは、紹介動画がとてもよかった、子供たちに改めて日本の文化について考えさせることができたという感想も出されているところでもあります。今後は、教育委員会といたしましても各学校に東京オリンピック、パラリンピック競技大会に関する取り組みを通じて、スポーツを通しての世界の人々との友情を深めたり、互いに尊重し合う心を高めるとともに、多様性の尊重や他者への思いやりの心を培っていく契機とするようお願いしたいというふうに思いますし、議員からありましたようにこの気持ちをずっと継続していくような取り組みもあわせて進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） ありがとうございます。

名寄市は、取り組みとして冬季スポーツではあ

りますけれども、冬季スポーツの拠点化というものも進めておりますし、また2020東京オリンピック、パラリンピックのホストタウンというふうなことでたしか認定を受けていて、北海道には5市が認定を受けているうちの一つとして登録をされていて、やはり名寄市はスポーツに熱いなどというようなことがしっかり発信できるようにしていくべきだというふうに私も思っています、今御答弁をいただきましたけれども、スポーツを育てる力というのでしょうか、どういうふうにしてこれからまたつなげていくのかというようなことも含めて、格好よく言えば情操教育にどうつなげていくかというようなことをお聞きをしたいなどというふうに思っているのですけれども、よろしいですか。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 今回マスコット投票ありましたけれども、議員からありましたとおりの平昌オリンピックがあつて日本選手が大変活躍したということで、時間帯も子供たちが見られる時間帯でのライブ中継だったと思うので、多くの子供たちが見ながら本当に感動して、やっぱり選手の試合後の感想等も聞きながら、いろんなことを感じたのかなというふうに思っています。そういった面では、選手自分一人でなくて、やっぱり家族だったりの支えであったり、コーチの人だったり、いろんな人の協力があつてメダルなり自分の実力を発揮できたという、そういったことやしっかり目標を持ってそれに向かっていく、強い心を持って取り組んでいく、そういった姿が子供たちにもしっかり植えつけられたのかなというふうに思っています。今パラリンピックが開催されて、残念ながら放映の時間も短くて、私はちょっとしか見ていないのですけれども、あれもやっぱり先ほど言いましたように障がいのあるアスリートがいろんな器具等も工夫しながら、自分の持てる力をしっかり発揮する。当然それにも支える方も多くいるわけですが、そういったことを通じ

て人への思いやりだったり、支えという心、いろんなものを子供たちに植えつけるいい機会だというふうに思っていますし、本当にそういった大きな世界的なイベントというのはやっぱり子供の心にも大きく刻み込んでいくというふうに思っています。そういった先ほど言いましたけれども、子供たちに忘れさせないように、冬季スポーツの拠点化事業というふうに言っていますけれども、スポーツを限定したわけではなくて、夏も含めてやっぱり多くの子供たちがスポーツに取り組みながら、それもしっかり目標を持ってやっていくように進めていきたいと思っておりますし、これはスポーツに限らず文化もそうですけれども、何でもいいですけれども、目標を持ってやるということが大事だと思っていますので、そういったことも含めて今後も取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） どうかよろしく願います。

次に、中学生の部活動の関係で、御答弁の中では現在市内の中学生、部活動に励んでいるという部分でいうとたしか61.2%の子供たちが加入をして、そして部活動を頑張っているよというようなお話をいただきました。そして、その中で現在外部コーチというか、外部指導、これでいうと3校で幾つかの種目に分かれて、10名の外部の方にお手伝いいただいて進めているというような御答弁があつたかなというふうに思いますが、実際に実態といたしましうか、中学校の教員の部活にかかわっている実態というか、実態把握というのが、というのは先ほども話しましたけれども、日体協で45.9%の先生が実際に自分で部活動といたしましうか、それに携わっていない。その人の精神的な負担があるとかというふうなこともあつて、名寄の実態がどうなのか。全国的な部分ですから名寄は違うのかもわかりませんが、名寄の実質、実態を把握をして、その実態把握から名寄市

がこれから取り組んでいこうとする思いというか、そういうどのような体制で臨むのか、委員会として、学校として。そういうふうなことに考えがつかなくなっていくのかなというふうに思うのですけれども、そういう意味でいうとやはり実際に携わっている先生方の実態把握というのは必要ではないのかなというふうに思っているのですけれども、その辺がどうなっているのか。そして、そのことも含めて実際に実態把握をしたのか、していないのか、これからするのか、その中で委員会として、そして学校としてどういう考え方、この名寄の今後のあり方というか、ちょっと面倒くさい言い方かもしれませんが、その辺お願いいたします。

○議長（黒井 徹議員） 小川教育部長。

○教育部長（小川勇人君） 部活動の指導につきましては、今議員からありましたようにその競技を経験していない先生が顧問となっている競技が多くあるかと思えます。その数値については、正直申しわけありません。正確な数字はちょっと持ち合わせていないので、今までの学校の状況だけの上での話となってしまいますけれども、申しわけありません。専門性がないと指導ができないという状況があって、先ほど言いました外部指導という制度と申しますか、そういった対応の中で進めています。ただ、中体連の引率は顧問の先生が行かなければならないとか、いろんな制約があったり、やっぱり今の中でいけば平日、土日も含めて練習であったり、大会に行ったり、大変顧問の先生の負担も大きい。特に経験のない先生がつくとなると精神的な負担もこれは大きいという状況というのは把握をしていることでありますので、そこはやっぱり改善していく必要があるかというふうには教育委員会としても考えているところであります。そういった面では、文部科学省でも言っていますけれども、部活動の休養日をつくるのか、先ほど議員からも出ました平成29年4月からですか、指導員制度も制度化されている状況がありますので、教育委員会でも再度部活動の実態

というのをきちんと把握しながら、指導員制度の活用が有効かどうかもちんちんと学校とも協議をしながら、今後の部活動の体制についてはちょっとまた別に整理をしていきたいなというふうに思っています。ただ、そのことによって教員の先生がやっぱり本来の業務であったり、生徒指導であったり、いろんな部分での対応がさらに充実することができるのであれば、積極的に導入も考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 私も指導員制度というそのものを見ていると、中見るとものすごく面倒くさいというか、実態に照らし合わせていくとなかなか難しいのかなというのは実感としてあります。しかしながら、名寄市の実態というのはいささか把握をしておいて、今後どうすべきなのかなということの検討の一つの要因になるというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

次に、農業行政の取り組みについてお聞きをいたします。地域おこし協力隊の関係については、これは協力隊の事業になる前は札幌の農業担い手センターですか、今も継続してそこが行っているフェアとかというところに参加をしながら、相談、説明業務を行っているというふうなことだというふうに御答弁をいただきました。実際今JOINに職員が派遣されていて、JOINの連携をしたりとか、それから移住事業との連携とかいうふうなことで、いろいろ諸行事等々の情報共有を含めた中での取り組みはされているというふうにお話をいただいたかなというふうに思うのですけれども、やはりこの相談に来た人たち、思いがあって来ていると思います。名寄の関係者と説明会の中で説明をするということは、名寄市にある意味関心もあるというふうなことになっているのかなというふうに思いますから、やはりその後のアプローチも含めてしっかりやっていただきたいなと思いますし、新たにガイドブックなりを今考

えているのだというふうなお話ですから、そのようにして進めていただきたいというふうに思います。

道新だったですか、北海道に地域おこし協力隊という形の中で、結構やはり北海道は人気があるそうなのです。やはり北海道でこの事業を利用して研修を受けるというふうな部分ではあるけれども、その中身としてはあるところの例としてはエゾシカに、なぜ北海道が人気あるかという食文化と観光だというふうに新聞では書いてありました。その中の事業として、エゾシカに関する部分で興味があって、そして協力隊として入って、もう一人の方はワインづくりということで入ってきたらしいのです。別々に入ってきていますし、しかしながら協力隊で研修をしていく中で2人の考え方というのがある意味共通する部分があって、コラボして一つの事業展開に進んでいるというような話もありましたし、やはり北海道に行きたい、行きたいという人が多いけれども、自治体も受けたい、受けたいという自治体が多くて、なかなかその辺のミスマッチがあってうまくいかないのだという新聞報道もありました。したがって、協力隊の募集に関しては苦戦しているというふうな部分ではないかなというふうに思うのですけれども、自分としては名寄に新規就農で入ってきている方がもう既に私の知っている限りで5人くらいいますし、実際にミニトマトでジュースをつくって、2人の人は合同会社つくって販売にまでいっていか、それから今みたいにワインをつくらうというふうな形で努力しているという方もいますから、そういう人たちの経験というか、そういうものというのは非常に大事なのかなと思っていて、説明会なり、それから相談会のときにそういう方たちが一緒についていってお話をするということは、説得力のある話につながるのかなというふうな気がしています。それができるかできないかわからないのですけれども、そんなことも一つの自分の考え方の中にあるのですけれども、今後の地

域おこし協力隊の募集にかけての考え方というところでお話をいただきたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） ただいま塩田議員からは、貴重な提言をいただいたというふうに思っております。地域おこし協力隊、言われるように北海道に大変多くの方が来ていただいているものであります。北海道の可能性に希望を抱いて多くの方が来られているのだらうなというふうに思っています。その例が先ほど言われたエゾシカの関係だったり、ワインであり、観光も含めた農業を展望される方もおられるということだというふうに思います。私どもも先ほど言ったように25年から取り組みをして、この29年に成果が1つ出たということでありますので、この制度は今後も継続していきたいという考え方を持っております。ただ、実際に地域おこし協力隊、なかなか来ていただくのに苦労しているという実態はあるわけでありまして、そこの一つの獲得するためのチャンネルとするとやはりそういうフェアなんかに参加して、具体的なものを示していく必要があるだろうというふうに思っておりますので、1つは先ほどの説明にもあったように、答弁にもあったようにパンフレットの中で、これはただ制度を並べるのではなくて具体的にどういうシミュレーション、どういう流れで就農までいけるかという工程なんかも少しあらわしたものと思っておりますし、先ほど言われた新規就農を実際にされた方もいますので、そういった事例も含めてガイドブックにまとめたいというふうに思っておりますし、今塩田議員が言われたようにその説明を必ずしも職員がするというのではなくて、実際に就農された方の生の声で説明するというのは非常に説得力のある方法だと思っておりますので、御本人たちの農作業の関係もあると思っておりますけれども、その都合を合わせながらぜひ前向きに取り組みについて検討させていただければと思いますので、御理解いただければと思います。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 次に、担い手海外研修の関係について質問させていただきます。

お答えいただいた中で一定の効果があつたというふうなお話をいただきました。ただ、私の中では担い手育成というのはそんな短期間で完了するようなものではないというふうなこともあって、当初目的を持って3年間ということで、一定程度の当初3年間と区切ったわけですから、そういうことになるのかなというふうに思いますけれども、果たして本当にそれでいいのかなという素朴な疑問があります。それと、そういう海外研修があつたことによって、今旭川農業さんと名寄産業高校との合同研修というのですか、そういうものができるかどうかわからないけれども、そういう話にも至っているというふうなことでありますから、これも海外研修をした一定の成果なのかなというふうに思っています。ただ、この道北農業担い手育成対策協議会ですか、というものをつくって、そこが実際実質運営しているということです。実施したということでもありますけれども、その協議会の中で3年間の成果、そして当初の目的というふうなことも含めた中でしっかり検証がなされたのかどうなのかというのが先ほどの御答弁の中ではまだちょっと私も納得していない部分がありますので、追加で御説明をいただきたいと思いますが、名寄産業高校の酪農科学科というのはこの研修が始まったとき、3年前は10名の入学でした。入学者が10名。29年には21名になって、そしてことしの新入生、今のところたしか26名になっていると思うのです。だんだん成果が出てきているというふうなことでありまして、この要因としては酪農科学というのは全国区だというふうなこともあるし、それから行政がいろんな部分で対策を講じていることも功をなしているというふうには思いますけれども、やはりこの研修というのも一つの一定程度の要因になっているというふうに私思うので、この辺の担い手協議会との部

分、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 白田経済部長。

○経済部長（白田 進君） 再質問いただきました。事業の効果ということでは先ほど申し上げましたし、また改めて今塩田議員のほうから効果があつたということでお話をいただきましたので、そこは私どもも事業をやってよかったなというふうに改めて強く感じたところであります。

この間当初から3年間の事業として取り組みをさせていただいたということでもありますし、この3年間についてはそれぞれ取り組みがあつたことについては協議会の中で生徒から報告なども行われてきたということでもありますので、協議会としても、あるいは学校としても一定程度の検証が行われてきたのだろうなというふうに私どもは考えているところでありますし、私どもの中でも効果があつたということでも考えておりますけれども、当初から3年間ということで、学校のほうでもこの3年の終了に合わせての対応もいただいたというふうに伺っておりますので、ここは3年として一つの区切りをつけさせていただきたいというふうに思っております。担い手対策については、これ以外にも取り組んでいる分がありますし、事業とすると新しい対策をするためにはやはり1つ区切りをつけなければいけないものがあるというふうに思っておりますので、ここは1つ区切りとしてさせていただきたいというふうに思っております。しかしながら、改めて学校側、あるいは今回事業に取り組んでいただきました道北農業担い手育成対策協議会、こちらの総意として何らかの要請等があれば、ここについては私どもも聞く耳を持たないということではありませんので、関係する自治体、あるいはJAなどもございますので、そことも連携をしながら、その対応については改めて協議をさせていただければというふうに思っております。

なお、定員の関係がふえているということで、塩田議員から改めていただきましたけれども、私

どももそういうふうに認識しているところであり
ます。この定員確保の関係については、今回の事
業とは別に、これは教育委員会の所管となります
けれども、名寄産業高等学校酪農科学科受験者交
通費助成事業というのを別に設けて、学生の確保
については対策も打っているということでありま
すので、あわせて報告をさせていただければと思
います。

以上でございます。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） ありがとうございます
。成果についての部分については、言ってくる
のを待つだけでなく、実際に実施したのは名寄
市ですから、どうだったというふうに逆に持ち
かけていくことも1つ考えていただきたいという
ふうに思います。よろしくお願いします。

それから、酪農振興について、これ要望だけ
ですけれども、時間がないので。これは、両施設
とも非常に老朽化している。昔に建てたもので
すから、古いものであります。しかしながら、必
要は高まっているというふうに思いますから、こ
の修繕なりなんなり施設の改修等を含めて時期
を見ながらしっかり対応していただきたいという
ふうなことを要望して、農業の関係については
終わります。

次、経済の活性と中小企業の振興の関係です
けれども、このものづくり補助金については生
産性向上特別措置法案、今審議中。それと、予
算も今実際審議中。何かいろんなことがあって
中断している部分もありますけれども、恐らく時
期とともにこれは通るものだというふうに思
います。そんな中、先ほどの答弁の中で実際に
企業からももう相談があるということと、それ
から商工会議所なり商工会のほうからも要請
もいただいているのだというふうな御答弁が
たしかあったなというふうに思います。やはり
これは必要としているものということでありま
すから、これも先ほどの優先採択に関して言
えば、ゼロ対策にしなかったら

優先的な、恐らく国の補助事業ですから点数
制になっていると思うので、ポイントアップに
なると思うのです。ですから、そういうふうな
ことが必要だというふうなことで、これはぜひ
行政としても固定資産税の減免、確かにこれ
は整備といいたいでしょうか、今ここですぐ
決まる話ではなくて、もうちょっと時間のか
かる話かなと思いますが、時間かけていたの
では遅いのです。タイムスケジュールではた
しか7月の交付決定というふうなことであり
ますから、その前に意思表示をしなければ
ならないというふうなことになりますから、よ
ろしくお願ひしたいと思いますし、それから
導入の基本計画、これも早々に策定しなければ
ならないし、実際に補助金を受ける側から
すれば先端設備等の導入計画、これらも短
時間の中で計画をしなければならぬという
ふうなことになりますので、これの行政とし
ての指導力も問われる部分ではないかなとい
うふうに思います。したがって、商工会議所
、商工会を中心とした中で、企業のほうに
しっかりとした周知を図ることというふうな
ことで、この3つをクリアしないといい、要
するに優先採択を受けられないということ
でありますから、しっかりとした取り組みを
していただきたいと思いますが、それに対し
ての御答弁をお伺いします。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 今塩田議員
のほうから御質問ありました関係につきましては
、私どものほうとしては今現状の部分として
は国から具体的なスケジュールと支援策等は
示されております。ただ、今現状としては先
ほど塩田議員のほうからも御質問からもあ
りましたように、固定資産税の条例の改正
とか、市町村が定めないとけない導入促進
基本計画のひな形とか、まだそういったも
ろもろの部分国から示されていないという
のが現状でありまして、私どももちょっと
困惑しているのですけれども、私どものほう
といたしましては今現在北海道経済産業局
のほうに職員も

派遣させていただいておりますので、常に情報交換を密にさせていただいて、その都度情報収集に努めているところであります。また、この部分につきましては、各企業の計画策定の部分につきましても当然のことながらスピーディーな対応が必要になるということで、この企業がつくらないといけない計画については実を言うと国から認定を受けた認定支援機関というところがサポートしないといけないということになっています。名寄市におきましては、金融機関とか風連の商工会等多くの機関が認定支援機関ということで認定を受けておりまして、市としては認定支援機関ではないのですけれども、認定支援機関と連携してその企業が作成する計画書の作成については全面的にサポートをさせていただきたいということで考えておりますし、こういったことで一番重要なのがそれぞれの中小事業者周知ということが重要となってくるとお思いますので、市も当然のことながら情報発信に努めていく予定しておりますけれども、関係機関も含めて、また名寄市としては産官金サポートネットワークということで金融機関と連携してそういった情報交換と周知の方法もさせていただいておりますので、幅広く周知も行っていきたいということで考えておりますし、周知も大切なのですけれども、こういったことは取り組むことになった場合については事業者さんがまずはどこの認定機関でもいいですから相談に行くという、そういったことが必要だということで、そういったことも含めての周知の方法等も含めて対応していきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 塩田議員。

○10番（塩田昌彦議員） 実態のある広報周知に努めていただきたいと思います。

最後に、基本条例の策定の関係でありますけれども、この部分についてはこれまでも話はあったのかなというふうに思いますが、できていなかったというふうなことで、いろいろ難しさもあるのかなというふうに思いますけれども、地域経済の

振興なり推進をしていくというふうな部分において、今ある中小企業振興条例、これを包括をしていくための精神条例的なもの、そしてやはり基本方針、基本施策というものをしっかりつくっていく。それと、やはり名寄市全体の経済の活性化というふうなことを考えると、市民の協力といいたいまいしょうか、理解が必要だというふうに思いますから、いろんな広範囲な形の中で進めていかなければならないなど。先ほど中長期的な方向性を示していくというようなことで、そのつもりはあるのだというようなお話でした。この精神条例といいたいまいしょうか、条例制定に向けてハードルは高い部分はあるとは思いますが、改めてお考えをいただいて、終わりたいと思います。

○議長（黒井 徹議員） 水間営業戦略室長。

○営業戦略室長（水間 剛君） 先ほども答弁させていただきまされたように、来年度本市のほうとしては総合計画の中期計画の具体的な実施計画の検討をするということで、今まで以上にそれぞれ事業者さん、関係団体等と検討する機会がふえるということで、商工会議所からも御提案いただいておりますけれども、名寄市にとってどういう形が一番いいのかということの視点の中で検討していきたいということで考えております。

○議長（黒井 徹議員） 以上で塩田昌彦議員の質問を終わります。

○議長（黒井 徹議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 黒 井 徹

署名議員 川 口 京 二

署名議員 山 田 典 幸